



久米南町子育てプラン

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
健やか親子21

令和7年3月

岡山県久米南町

目 次

第1章 久米南町子育てプランの策定にあたって	1
1 久米南町子育てプランの概要	1
(1)計画策定の背景と趣旨	1
(2)計画期間	1
(3)計画の位置づけ	2
(4)計画の対象	3
(5)計画の策定体制	3
2 法・制度の主な動向	4
第2章 久米南町の現状と課題	6
1 こども・子育てを取り巻く状況	6
2 母子保健に関する状況	11
3 保育・教育施設の利用状況	16
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	18
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	19
(1)調査の概要	19
(2)就学前児童・小学生児童の保護者調査結果(主要項目)	20
(3)中学生・中学校卒業～18歳の調査結果(主要項目)	31
6 前期計画の取組状況と課題	39
第3章 計画の基本的な考え	51
1 基本理念	51
2 基本目標	51
3 施策の体系	52
4 施策の方向	53
基本目標1	53
基本目標2	56
基本目標3	59
基本目標4	60
第4章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	62
1 教育・保育の提供区域の設定	62
2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	62
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	64
第5章 計画の推進体制	75
1 計画の推進体制	75
2 計画の点検・体制	75

資料.....	76
1 久米南町母子保健計画・健やか親子 21 の指標と目標量.....	76

第1章 久米南町子育てプランの策定にあたって

1 久米南町子育てプランの概要

(1)計画策定の背景と趣旨

国においては、平成24年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定され、保育の給付・事業の需要見込み量等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「久米南町子育てプラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、健やか親子21)」を策定し、本町の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設等の社会資源の活用を通して、こどもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

こうした情勢の中、この第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、これまでの取組を継承しつつ、本町の現状や新たな課題に対応するべく、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とした「久米南町子育てプラン」を策定し、本町の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ、地域社会の支援を一層受けながら、前期計画を引き継ぎ、さらに充実を図ります。

(2)計画期間

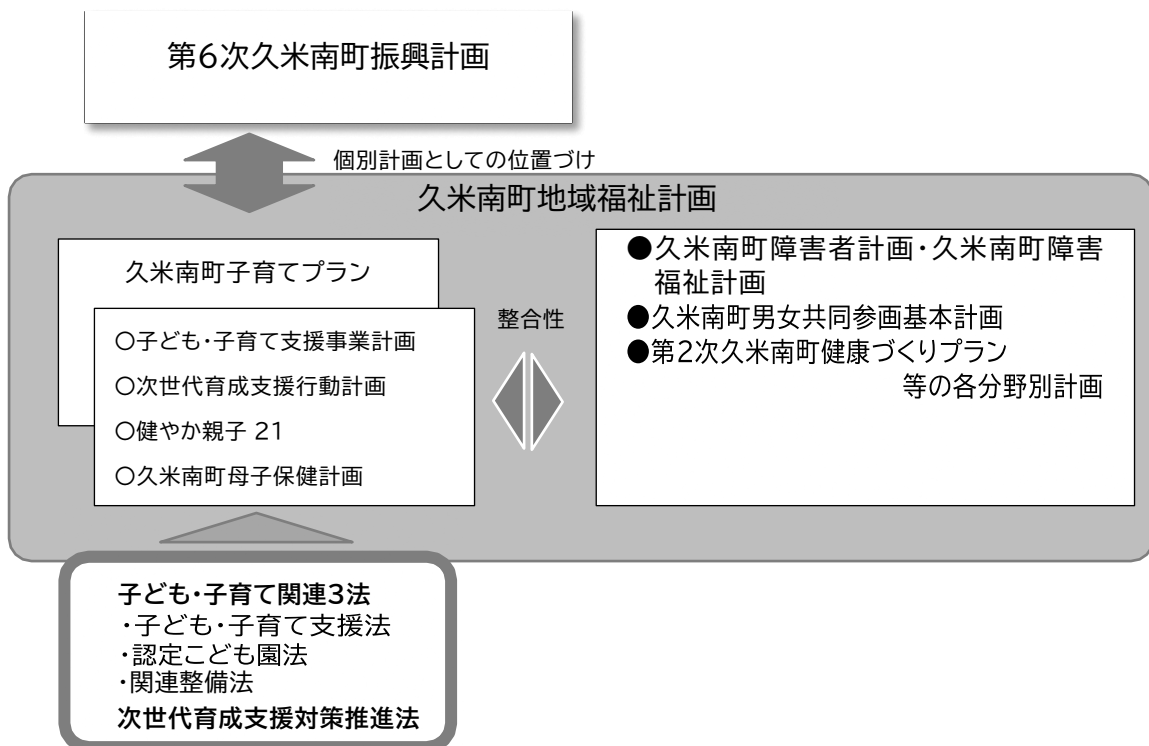
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間としています。なお、毎年、本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	第2期(前期計画) 久米南町子育てプラン					第3期(今期計画) 久米南町子育てプラン				

(3)計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定し、次世代育成支援行動計画の施策も含むものです。また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する「久米南町母子保健計画」「久米南町健やか親子 21」の計画としても位置づけます。

さらに、本計画は、「第6次久米南町振興計画(令和4年度～令和 13 年度)」の個別計画として位置づけ、「久米南町障害者福祉計画」「久米南町障害福祉計画」「久米南町男女共同参画基本計画」「第2次久米南町健康づくりプラン」等の各分野別計画とも整合性を図ります。



(4)計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至る0歳から概ね 18 歳までのこども・青少年とその家庭を対象とします。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう施策の推進を図ります。

(5)計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画の策定や進捗状況、評価について意見を述べる機関です。

また、久米南町子育てプラン策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートを実施し、さらに計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施しました。

2 法・制度の主な動向

こども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については次のとおりです。

① 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になる等、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会（こどもまんなか社会）にすることを目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

② 「児童福祉法」等の改正

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

③ 「成育医療等基本方針^{※1}」の改定

平成30年に成立した成育基本法^{※2}に基づく成育医療等基本方針（令和3年2月閣議決定）について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

④ 「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとされています。

⑤ 「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

⑥ 「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

⑦ 「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

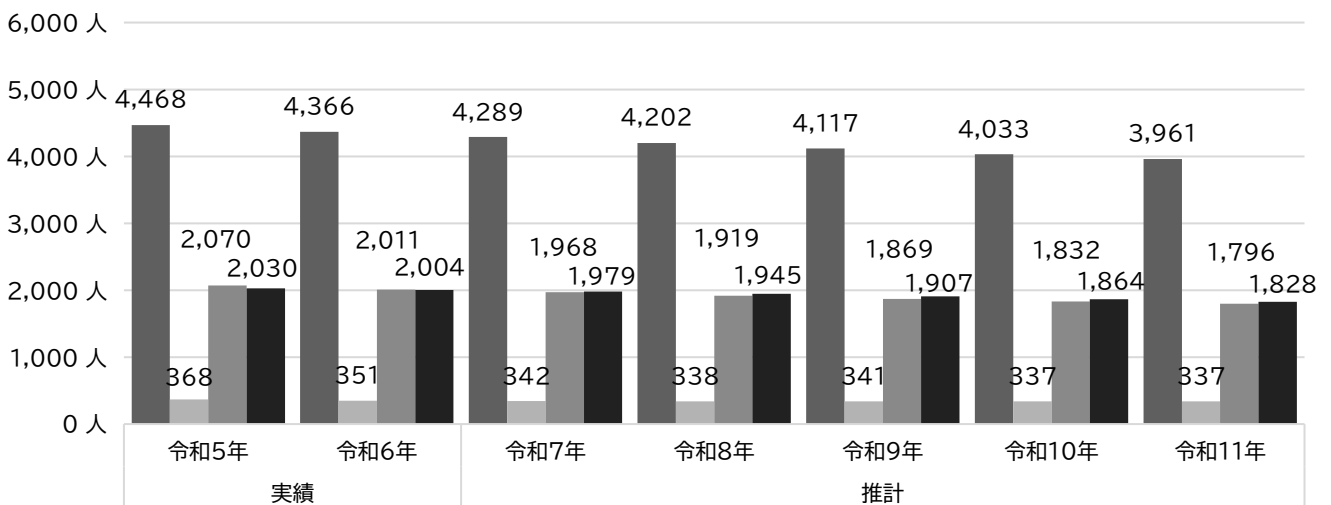
第2章 久米南町の現状と課題

1 こども・子育てを取り巻く状況

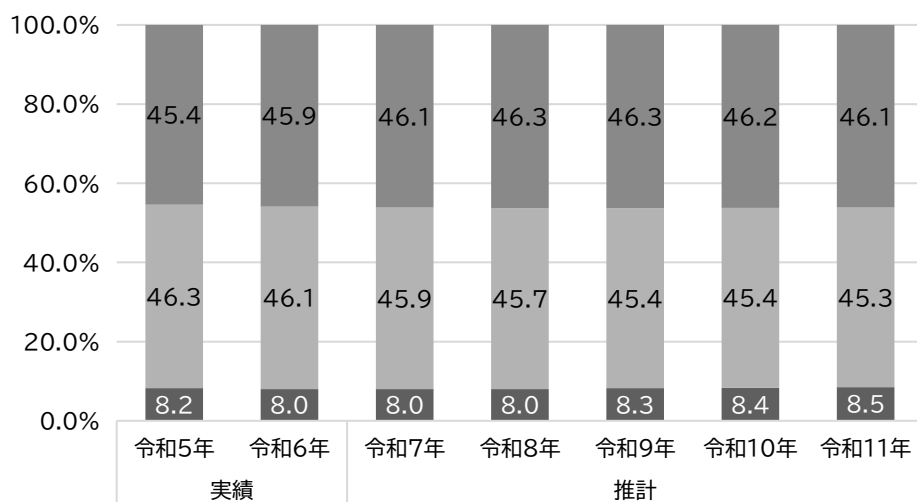
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本町の総人口は、令和6年では4,366人となっており、さらに令和11年にかけて3,961人に減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少していますが、全体の8%前後の構成比で推移しています。また、増え続けていた65歳以上の老年人口は、年々減少傾向で推移すると推計されています。
- 令和11年には高齢化率が46.1%になると推計されています。

■ 総人口・年齢区分別人口の推移と予測



■ 総人口 ■ 年少人口(0歳～14歳) ■ 生産年齢人口(15歳～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)



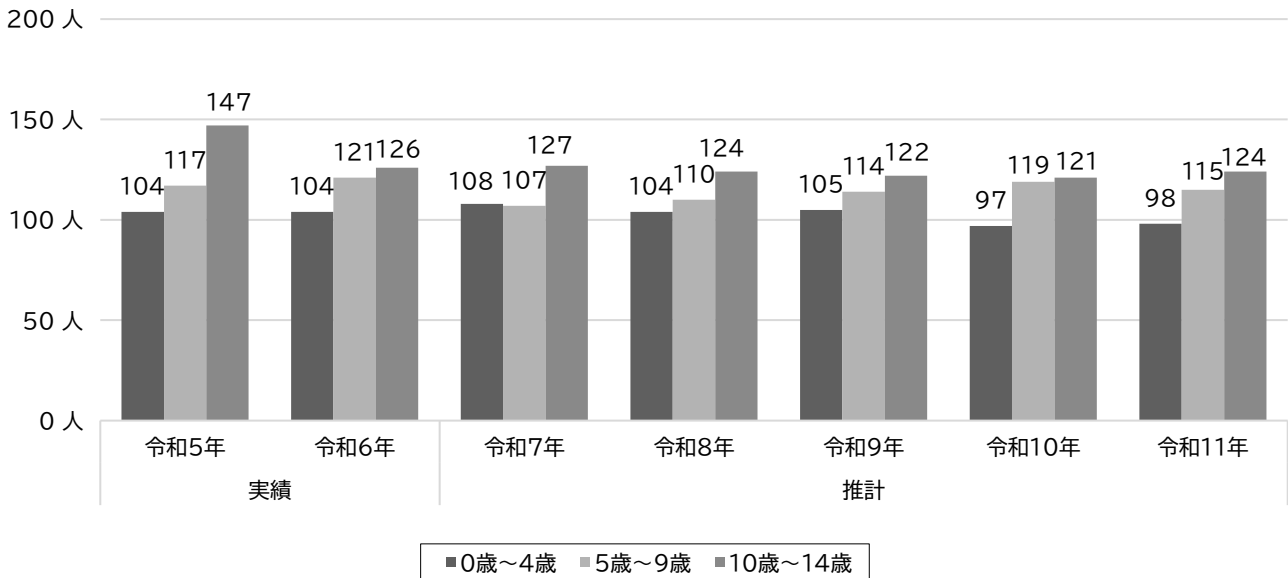
■ 年少人口(0歳～14歳) ■ 生産年齢人口(15歳～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

資料：令和6年までは久米南町人口集計表4/1現在
令和7年以降は令和4～6年の1歳年齢ごと男女別人口を基にコーホート変化率法で算出

(2)子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本町の令和6年の0～4歳人口は104人、5～9歳人口は121人、10～14歳人口は126人ですが、3つの年代ともにその後は減少すると推計され、令和11年には0～4歳人口は98人、5～9歳人口は115人、10～14歳人口は124人と推計されています。

■14歳以下の3区分別人口の推移と予測■



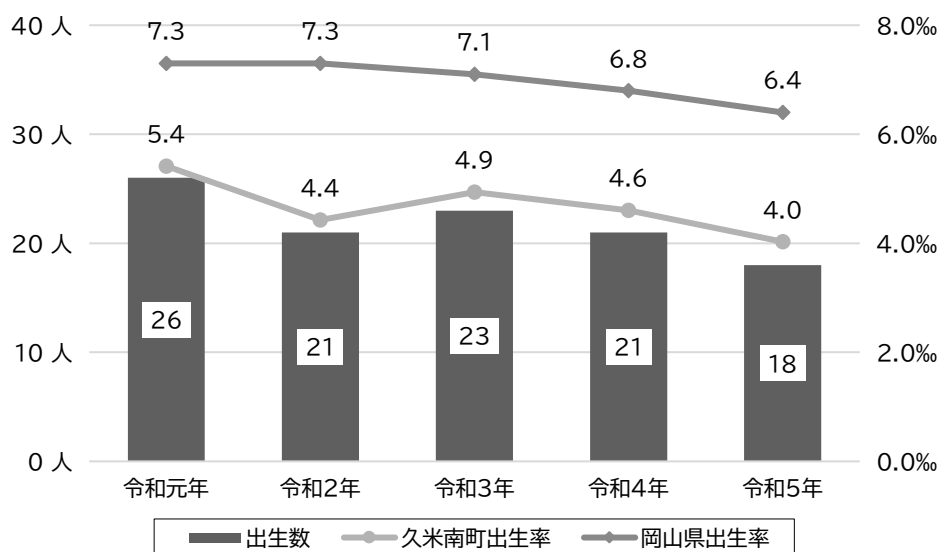
資料: 令和6年までは久米南町人口集計表

令和7年以降は令和4～6年の1歳年齢ごと男女別人口を基にコーホート変化率法で算出

(3)出生数

- 本町の出生数は、令和3年以降減少傾向となっています。
- 人口千人当たり出生率は、令和5年は4.0‰で、各年ともに岡山県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■



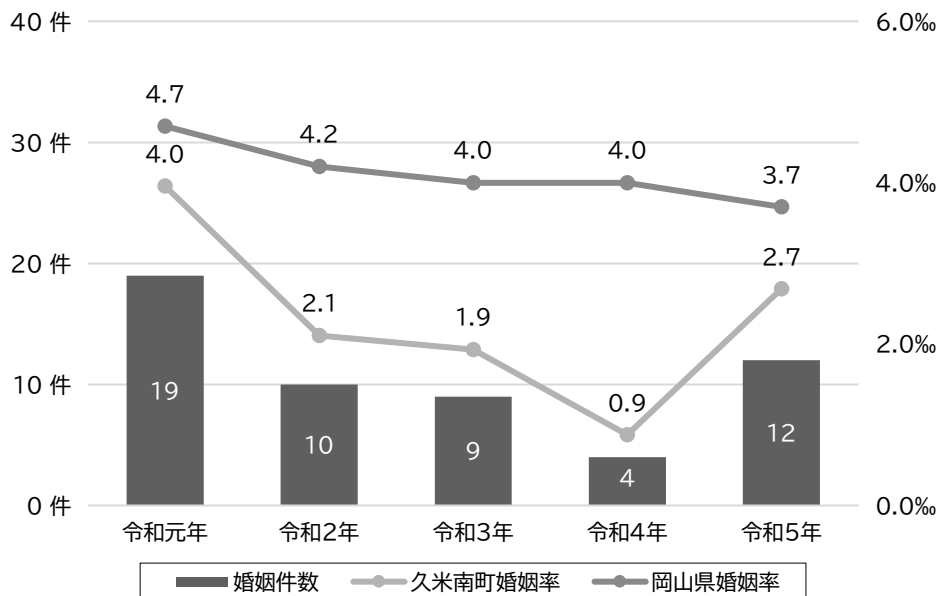
資料: 各年人口動態調査(総務省)

‰(パーミル): 1000分の1を1とする単位

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本町の婚姻件数はここ数年増減を繰り返し、令和5年では12件となっています。
- 人口千人当たりの婚姻率は岡山県より低い推移となっています。

■婚姻件数・結婚率の推移■

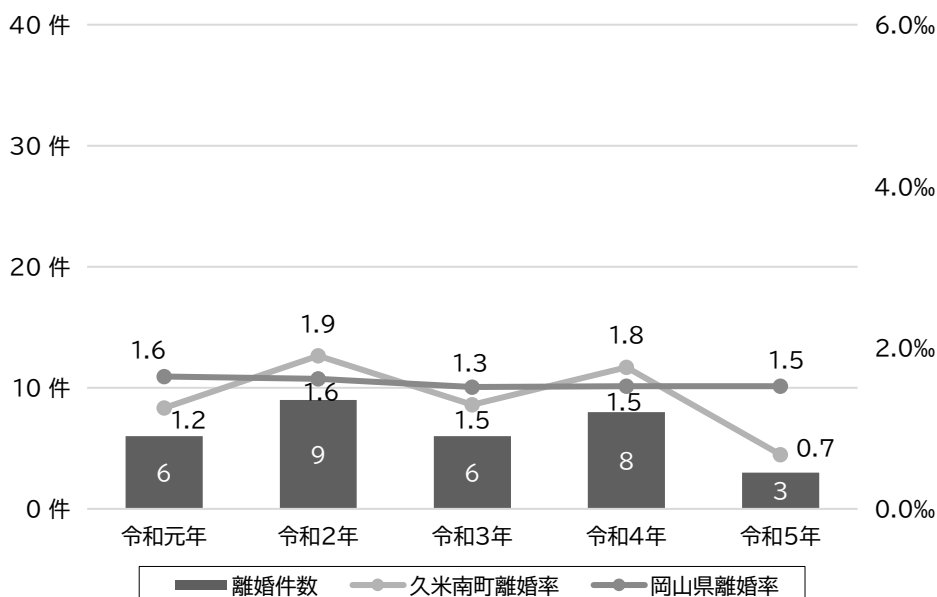


資料：各年人口動態調査（総務省）

(5) 離婚件数・離婚率

- 本町の離婚件数は概ね5件前後で推移しています。
- 人口千人当たりの離婚率は0.7%～1.2%で推移していますが、岡山県に比べると高い年度と低い年度が交互に推移しています。

■離婚件数・離婚率の推移■

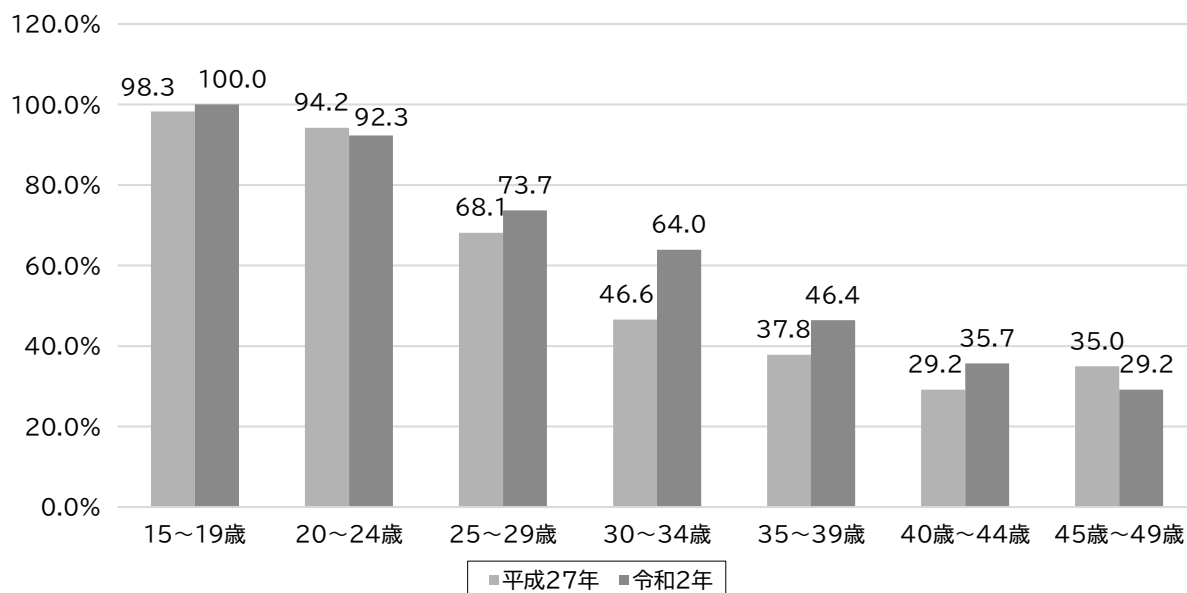


資料：各年人口動態調査（総務省）

(6) 男性の未婚率

●本町の男性未婚率は、平成 27 年と比較して、20～24 歳と 45～49 歳以外の年齢では増加しており、特に 30～34 歳で 17.4 ポイント増加しています。

■男性未婚率の推移■

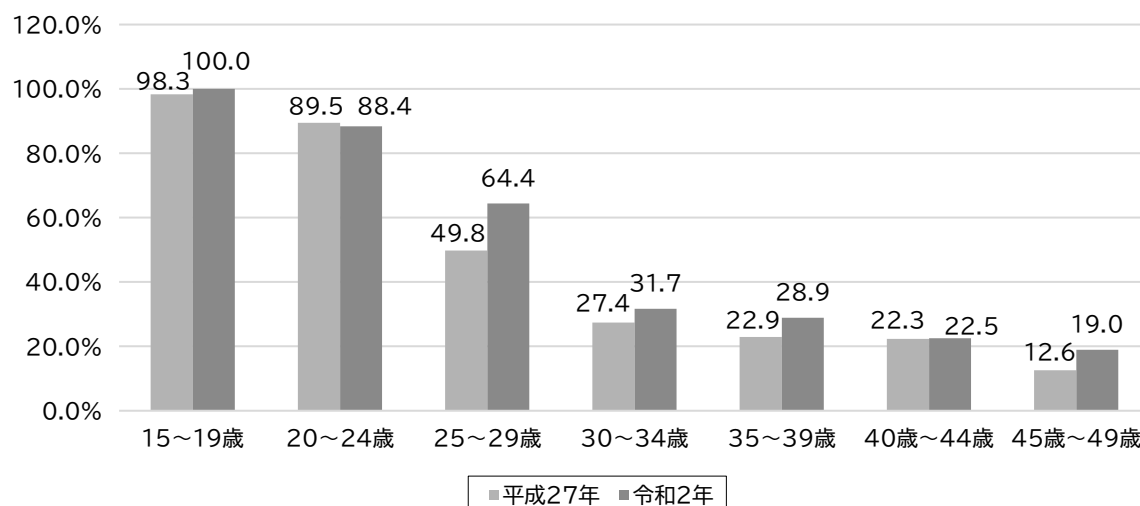


資料：令和2年国勢調査

(7) 女性の未婚率

●本町の女性未婚率は、平成 27 年と比較して、20～24 歳以外の年齢では増加しており、特に 25～29 歳で 14.6 ポイント増加しています。

■女性未婚率の推移■

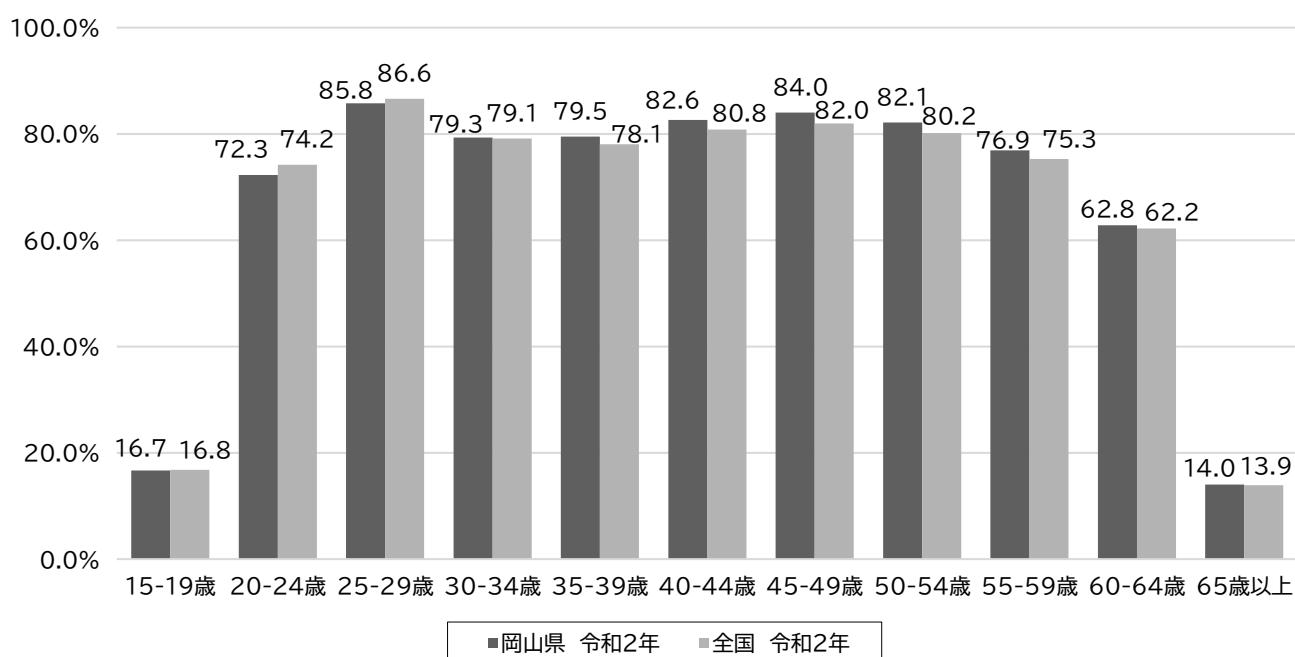
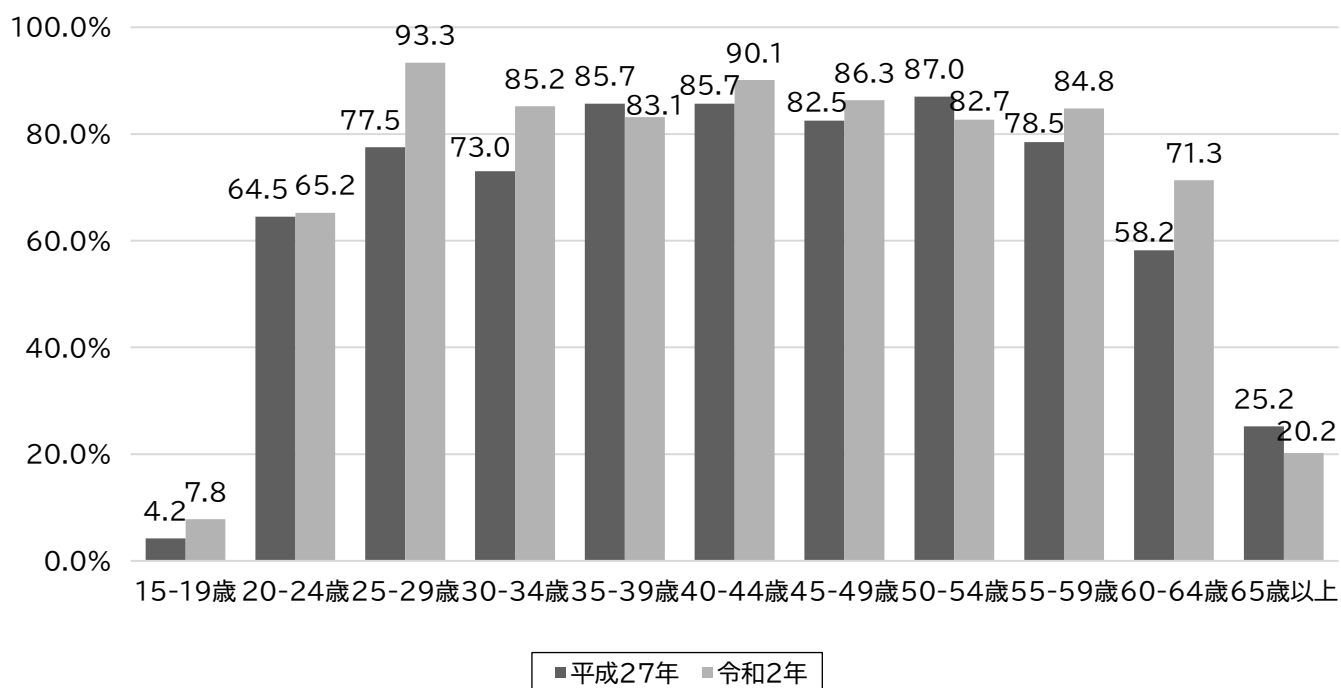


資料：令和2年国勢調査

(8)女性就業率

- 本町の女性就業率は平成27年から令和2年にかけて、35-39歳と50-54歳と65歳以上を除き、全体として就業率が増加しています。特に25-29歳の就業率が15.8ポイント増加しています。
- 県全体や全国と比較し、全体として就業率の高い年代が多くなっています。

■女性就業率の推移■



資料：令和2年国勢調査

2 母子保健に関する状況

(1) 出生児の体重の年次推移

令和元年度から令和5年度の合計出生体重 2,500 グラム以下の低体重児の割合は 1.0%です。

年度	出生数	出生率	出生時体重別出生数									
			2,000g以下		2,001～2,500g		2,501～3,000g		3,001～4,000g		4,001g以上	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
R1	26	5.7	0	0.0	2	7.7	7	26.9	16	61.5	1	3.8
R2	21	4.7	0	0.0	0	0.0	8	38.1	13	61.9	0	0.0
R3	23	5.2	0	0.0	1	4.3	4	17.4	18	78.3	0	0.0
R4	21	4.8	0	0.0	1	4.8	8	38.1	12	57.1	0	0.0
R5	18	4.1	1	5.6	0	0.0	7	38.9	10	55.6	0	0.0

資料:町資料

(2) 妊娠届出状況

① 妊娠届出数の年次推移・届出週数別

妊娠の届出については、年によって変動があり、令和元年度から令和5年度にかけての平均は17件です。妊娠11週までに届出をする人の割合は、令和元年度から令和5年度の合計で98.8%です。

年度	届出数	週数別届出状況			
		11 週まで	12～19 週	20～27 週	28 週以上
R1	21	20	0	0	1
R2	19	19	0	0	0
R3	17	17	0	0	0
R4	18	18	0	0	0
R5	11	11	0	0	0

資料:町資料

② 妊娠届出時の母の年齢

10代での届出は令和元年度から令和5年度にかけて2件のみです。35歳以上の届出は令和元年度から令和5年度の合計で26.7%です。

年度	総数	母親の年齢					
		～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40 歳～
R1	21	1	3	5	6	6	0
R2	19	0	6	2	8	3	0
R3	17	0	0	4	3	7	3
R4	18	1	2	3	7	5	0
R5	11	0	1	5	3	2	0

資料:町資料

(3)人工妊娠中絶

令和元年度から令和4年度の人工妊娠中絶数は、2～4件で推移しています。

年度	R1	R2	R3	R4
人工妊娠中絶数	2	4	2	3
(再掲)20歳未満	0	1	2	0
人工妊娠中絶率	3.1	6.3	3.2	5.0

※中絶率は15歳以上50歳未満の女子の総人口千対

資料：町資料

(4)乳幼児健康診査

①乳幼児健康診査の実施状況

町では生後3か月～11か月の乳児期に3回(4月・8月・12月)、保健・福祉センターで健診を無料で行っています。乳児期には医療機関委託の受診券2枚を利用し、2回の受診を含め4回の健診を受けることができます。

受診率は令和元年度から令和5年度にかけて、82.5%～94.4%で推移しています。

年度	対象児数 延(a)	受診児数		受診率 (c)/(a)	発育値(体重)(延)			検診判定(延)			
		実人員 (b)	延人員 (c)		大	中	小	正常	要観察	要精検	要医療
R1	40	30	36	90.0	1	33	2	36	0	0	0
R2	63	39	52	82.5	8	44	0	51	1	0	0
R3	36	24	34	94.4	3	25	6	34	0	0	0
R4	38	23	35	92.1	1	34	0	35	0	0	0
R5	40	22	33	82.5	3	29	1	33	0	0	0

資料：町資料

②幼児健康診査の(1歳6ヶ月児・2歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児健診)実施状況

保健・福祉センターで年4回、(4月・7月・10月・1月)健診を無料で行っています。

令和元年度から令和5年度の受診率は、1歳6ヶ月児と3歳6ヶ月児は90%を超えており、2歳6ヶ月児は年度によって87.0～89.5%となっています。

(1歳6ヶ月児:1歳6～8ヶ月)

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値(体重)			発育状況				判定
				大	中	小	言語		運動		
							正常	観察	正常	観察	
R1	17	16	94.1	1	15	0	16	0	16	0	16
R2	21	20	95.2	2	18	0	0	0	0	0	20
R3	21	20	95.2	3	16	1	20	0	20	0	20
R4	16	15	93.8	0	15	0	15	0	15	0	15
R5	21	20	95.2	2	18	0	20	0	20	0	20

(2歳6ヶ月児:2歳6～8ヶ月)

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値(体重)			指導区分			
				大	中	小	正常	要観察	要精検	要医療
R1	24	23	95.8	0	23	0	23	0	0	0
R2	17	15	88.2	1	14	0	15	0	0	0
R3	22	21	95.5	1	20	0	21	0	0	0
R4	23	20	87.0	0	18	2	20	0	0	0
R5	19	17	89.5	1	16	0	17	0	0	0

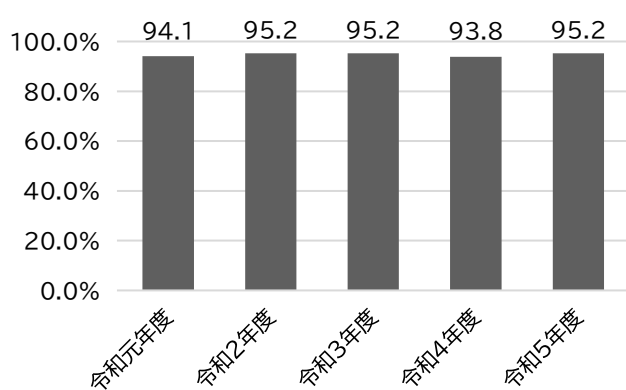
(3歳6ヶ月児:3歳6～8ヶ月)

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値(体重)			健康判定							尿検査
				大	中	小	身体面				精神面			異常なし
							正常	要観察	要精検	要医療	精密検査		療育継続	
											不要	要		
R1	20	18	90.0	1	17	0	18	0	0	0	18	0	0	18
R2	25	24	96.0	1	23	0	23	0	1	0	0	0	0	23
R3	16	16	100.0	2	14	0	16	0	2	0	16	0	0	14
R4	22	21	95.5	2	19	0	15	0	6	0	21	0	0	19
R5	25	23	92.0	1	20	2	20	0	3	1	20	0	0	19

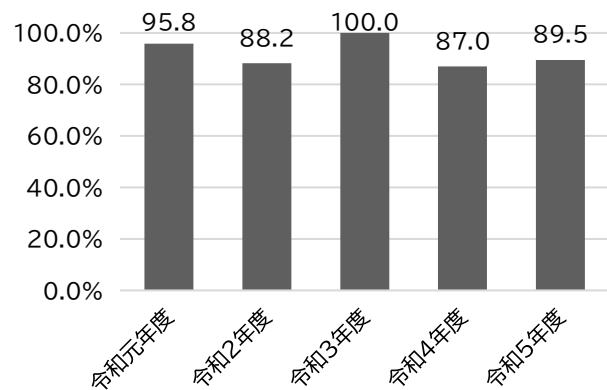
資料:町資料

(健診の受診率)

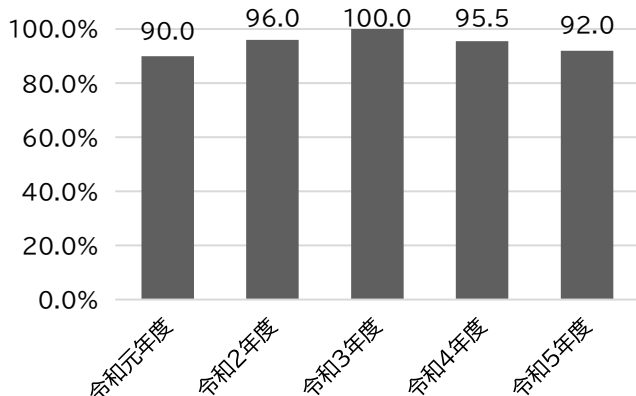
(1歳6ヶ月児:1歳6～8ヶ月)



(2歳6ヶ月児:2歳6～8ヶ月)



(3歳6ヶ月児:3歳6～8ヶ月)



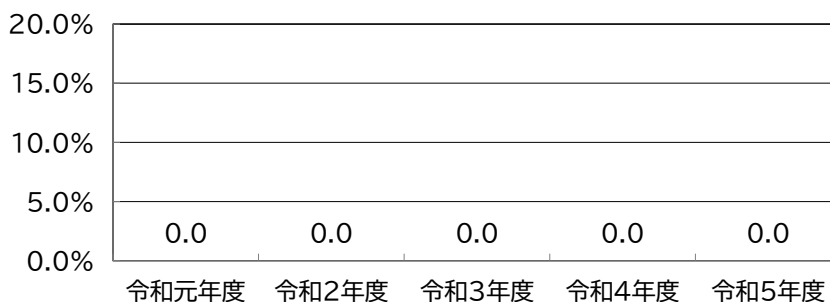
(5)むし歯の有病率

幼児歯科健診の結果を見ると、1歳6ヶ月児では令和元年度から令和5年度にかけてむし歯有病率は0です。2歳6ヶ月児では令和3年度、3歳6ヶ月児では令和元年度のむし歯有病率が高くなっています。岡山県が目標とする 320 運動(3歳児のむし歯有病率 20%以下)は達成している状況です。

1歳6ヶ月児

年度	有病率
R1	0.0
R2	0.0
R3	0.0
R4	0.0
R5	0.0

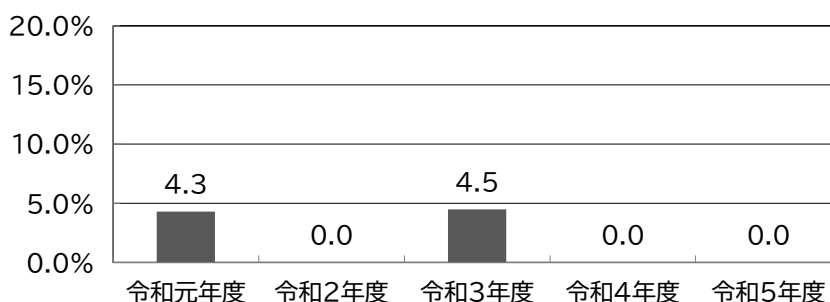
<1歳6ヶ月児むし歯罹患率>



2歳6ヶ月児

年度	有病率
R1	4.3
R2	0.0
R3	4.5
R4	0.0
R5	0.0

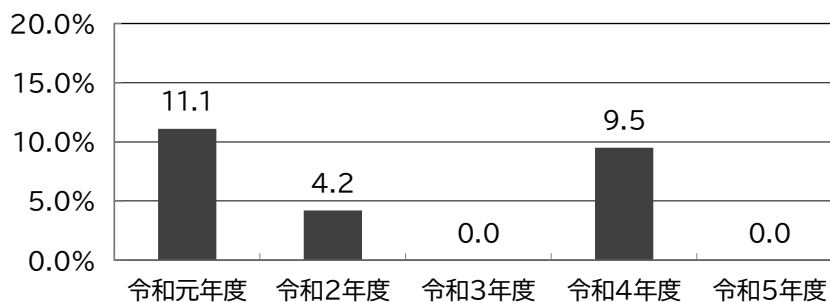
<2歳6ヶ月児むし歯罹患率>



3歳6ヶ月児

年度	有病率
R1	11.1
R2	4.2
R3	0.0
R4	9.5
R5	0.0

<3歳6ヶ月児むし歯罹患率>



3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本町には弓削保育園、誕生寺保育園、神目保育園の3施設があり、その他(広域)の保育園へ通う児童を含めると、令和6年4月現在は 96 名の児童が保育園へ通っています。保育園全体としての入所率は 53.3%となっており、定員数に余裕のある運営状況です。

(令和6年4月現在)

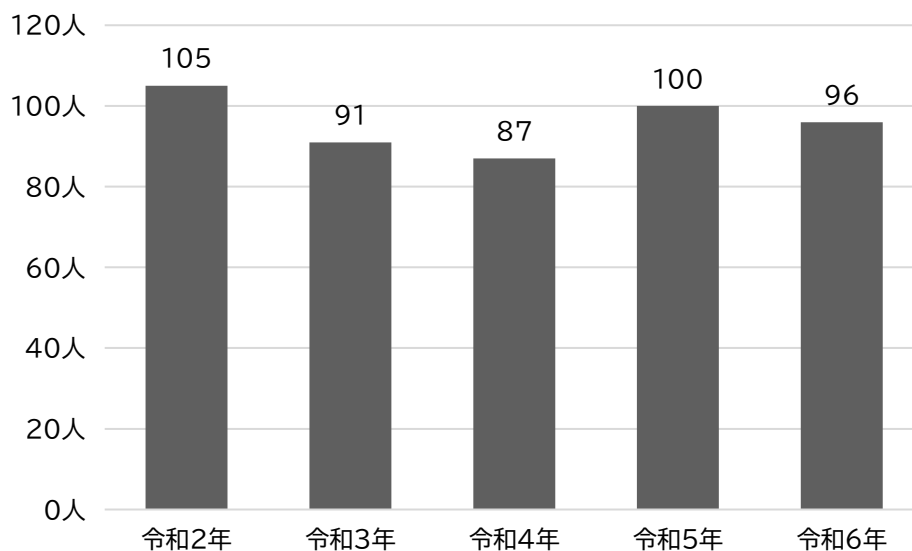
施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
弓削保育園	60	48	80.0
誕生寺保育園	60	20	33.3
神目保育園	60	25	41.7
その他(広域)	-	3	-
合計	180	96	53.3

資料:町資料

(2) 保育園の利用者数の推移

近年の保育園の利用者数は、令和2年の 105 人から令和4年にかけて減少傾向にありましたが、令和5年には 100 人に増加して以降、ほぼ横ばいで推移しています。

(各年4月現在)



資料:町資料

(3) 保育園の利用者の年齢構成

保育園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(各年4月1日現在)

利用者数(人)		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
私立及び公立 認可保育園	0歳	3	4	3	6	3
	1歳	12	10	13	14	16
	2歳	19	18	12	20	16
	3歳	14	20	21	16	21
	4歳	25	14	22	22	18
	5歳	32	25	16	22	22
	計	105	91	87	100	96

資料:町資料



4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援制度では、こども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて以下の13事業に取り組むこととなっています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

町として現在実施していない事業に関しては、今後、町の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	-	-	-	-
妊婦健康診査	実人数	33	30	31	19
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	28	23	23	20
養育支援訪問事業	実人数	1	4	3	4
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ利用者数	0	0	0	0
	実施か所数	2	2	1	1
ファミリー・サポート・センター 事業	延べ利用者数	0	0	1	1
	実施か所数	1	1	1	1
一時預かり事業	延べ利用者数	1	1	2	1
延長保育事業	延べ利用者数	52	51	99	139
	実施園数	3	3	3	3
病児保育事業	延べ利用者数	19	28	45	104
放課後児童健全育成事業	登録者数	60	65	65	49
	実施か所数	3	3	3	3

資料:町資料

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

こども・子育てに関する現状と意向を「就学前児童保護者調査」、「小学生児童保護者調査」、「中学生調査」、「中学校卒業～18歳調査」として実施しました。

(1)調査の概要

区 分	就学前児童 保護者調査	小学生児童 保護者調査	中学生調査	中学校卒業～ 18歳調査
調査地域	久米南町全域			
調査方法	Web 調査・回答			
調査時期	令和6年7月～8月			
調査対象	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	中学1～3年生	中学校卒業～ 18歳
配布数	92	102	82	100
回収数	45	47	28	37
回収率	48.9%	46.1%	34.1%	37.0%

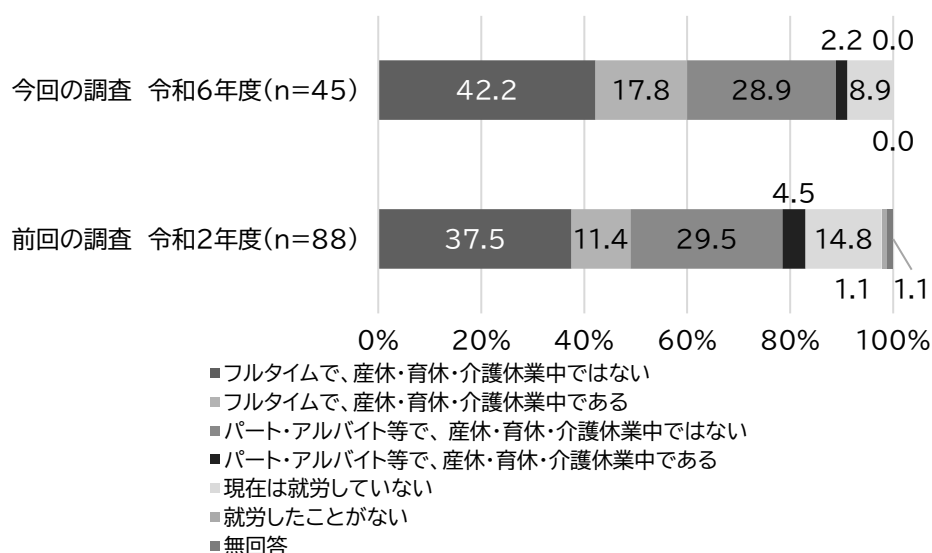
(2)就学前児童・小学生児童の保護者調査結果(主要項目)

① 母親の就労状況(就学前児童)

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない」が 42.2% (前回 37.5%)、「フルタイムで、産休・育休・介護休業中である」が 17.8% (前回 11.4%)、合計するとフルタイムは 60.0% (前回 48.9%)となっています。また、「パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中である」の合計は 31.1% (前回 34.0%)となっており、全体としてフルタイム就労の母親が増えています。

さらに、フルタイムとパート・アルバイト等を合計すると、母親の就労率は 91.1%となっています。前回調査では、フルタイムとパート・アルバイト等を合計した就労率は 82.9%と、前回調査よりも 8.2 ポイント増加しています。

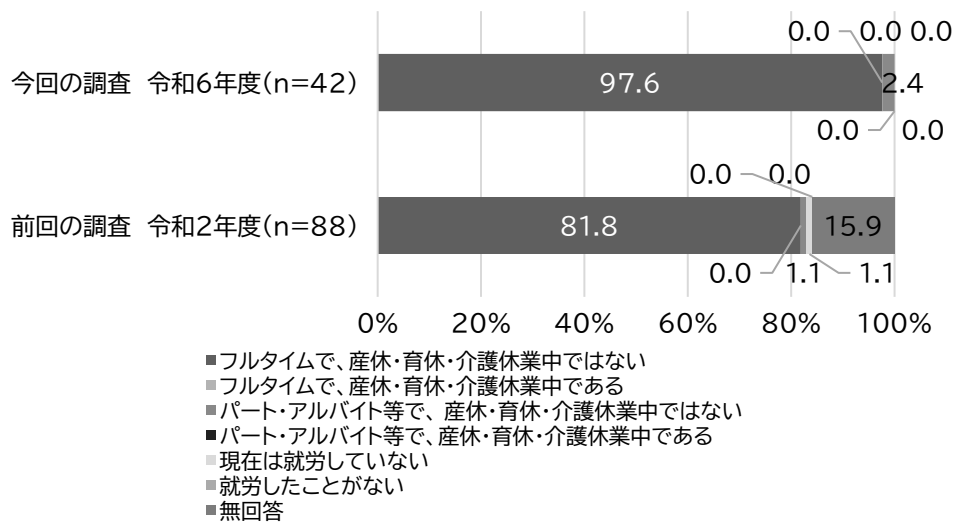
問 宛名のお子さんの母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。



② 父親の就労状況(就学前児童)

父親は、「フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない」が 97.6%と、ほとんどの人がフルタイムとなっています。

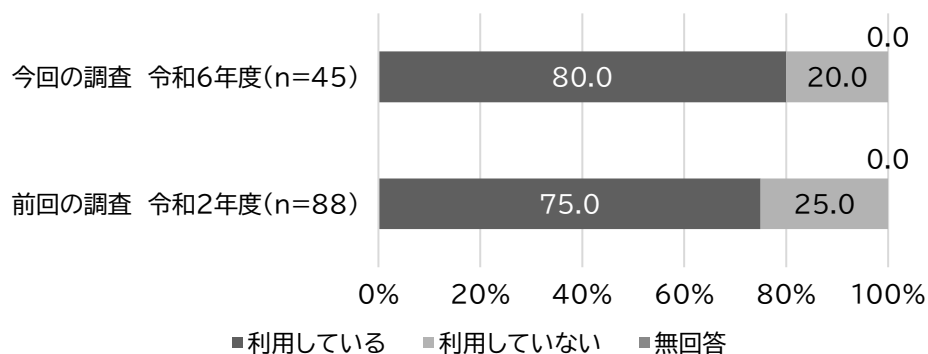
問 宛名のお子さんの父親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)

現在、保育園等の「定期的な保育の事業」を「利用している」は 80.0%(前回 75.0%)となっており、前回調査より利用者が増えています。

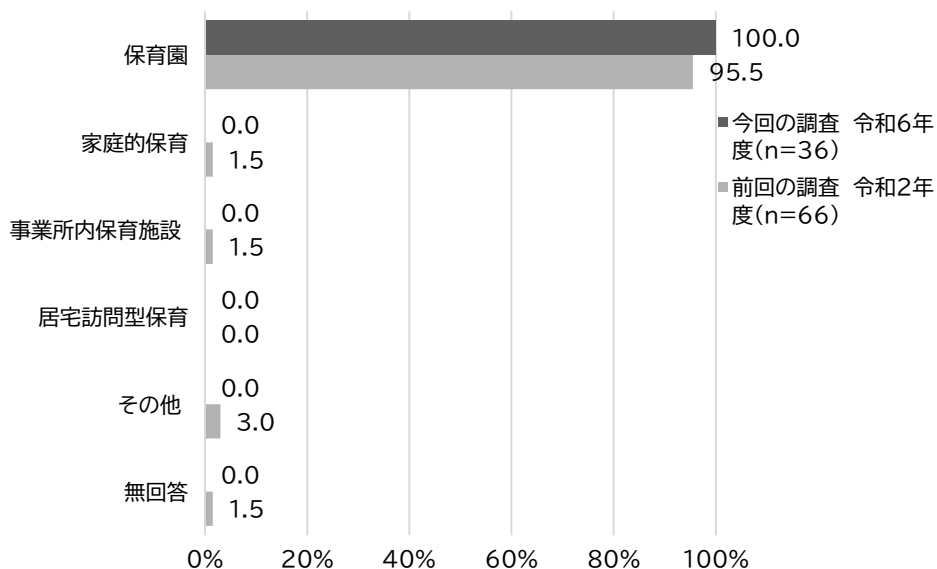
問 宛名のお子さんは現在、保育園等の「定期的な保育の事業」を利用されていますか。



「定期的な保育の事業」の内訳としては、「保育園」が 100.0%(前回 95.5%)となっており、全ての人が保育園の利用となっています。

問 「利用している」を選択した方にうかがいます。

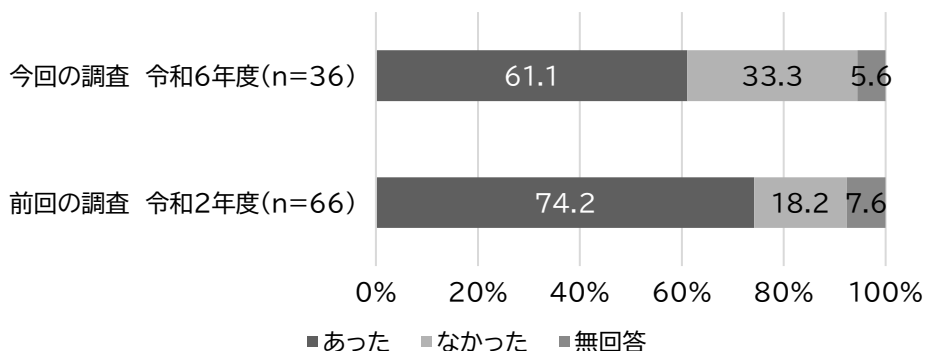
宛名のお子さんは、平日どのような保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(あてはまるものすべて)



④ この1年間で病気やけがで通常の事業が利用できなかったこと(就学前児童)

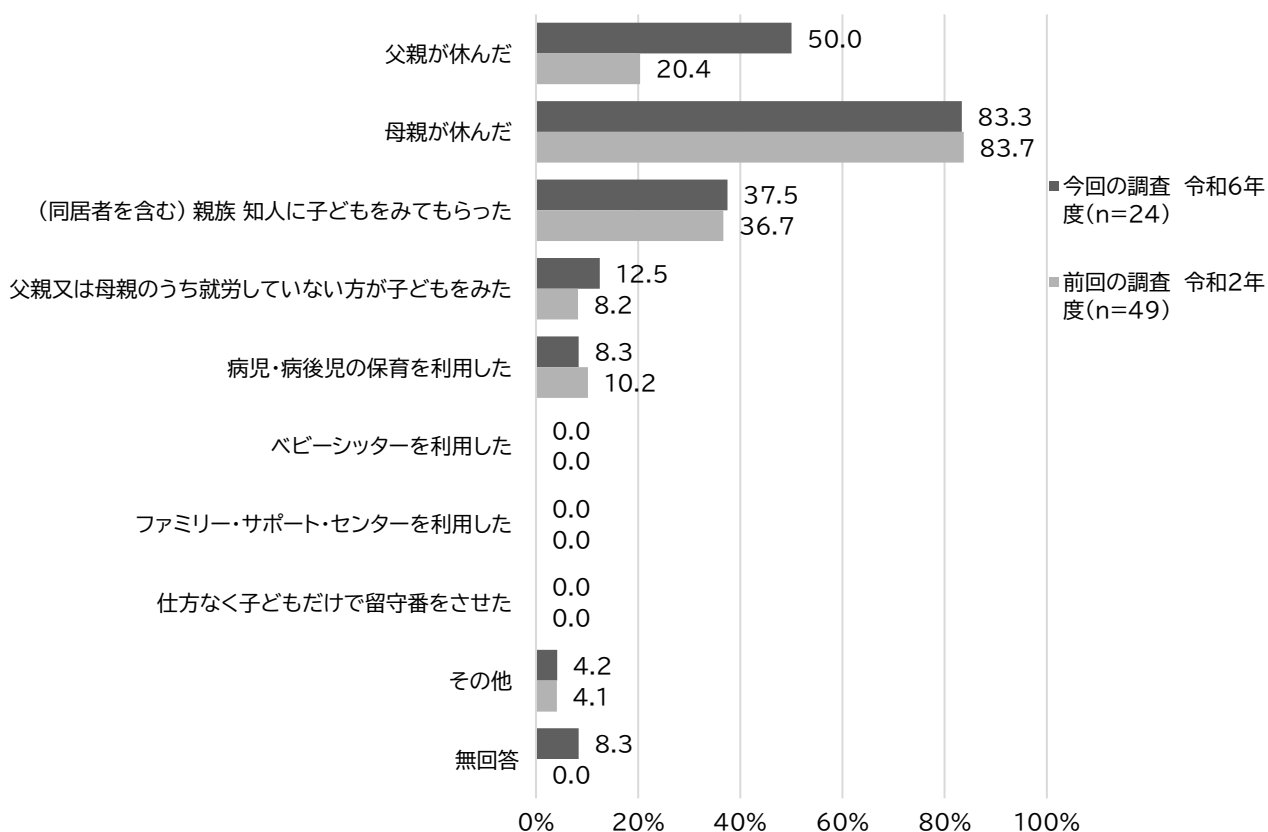
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している人の中で、この1年間に病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」は 61.1%(前回 74.2%)と、前回調査より 13.1 ポイント減少しています。

問 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方にうかがいます。
この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはありますか。



そのときの対処方法としては、「母親が休んだ」が 83.3%(前回 83.7%)と最も多くなっています。

問 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は何ですか。(あてはまるものすべて)

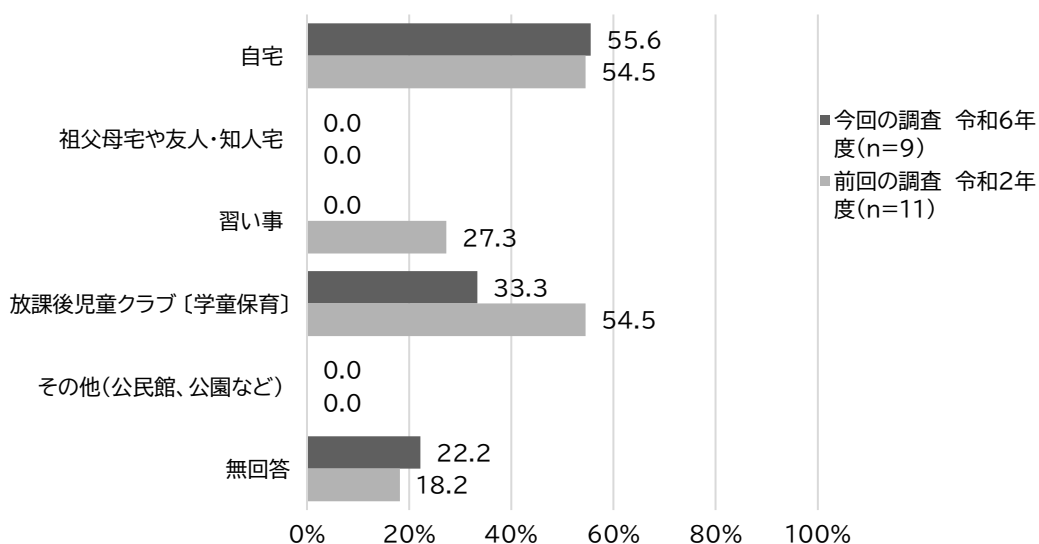


⑤ 小学校低学年時における放課後の過ごし方

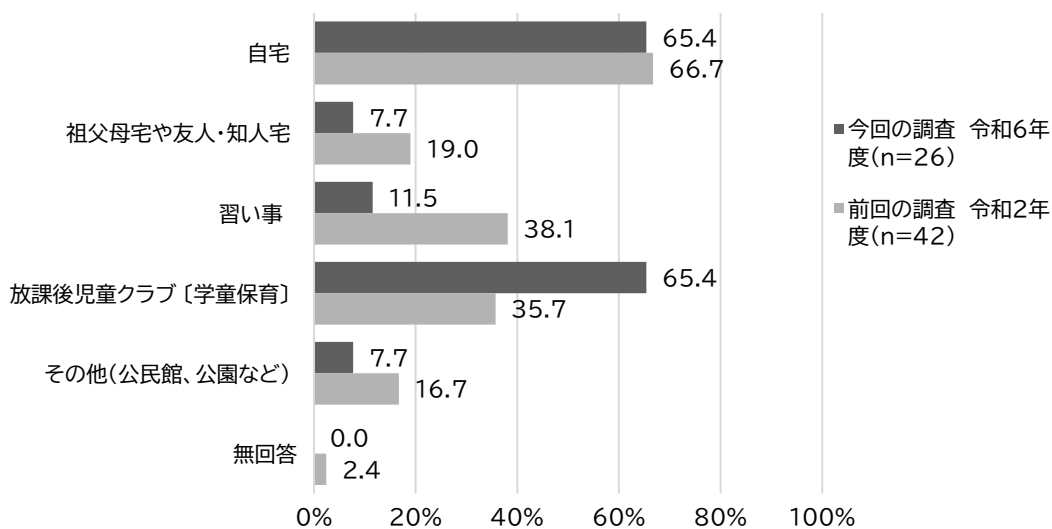
放課後の過ごし方における「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は、就学前児童が33.3%(前回 54.5%)、小学生が65.4%(前回 35.7%)となっており、小学生は前回調査より大きく増加しています。

問 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまるものすべて)

【就学前児童(5～6歳のみ)】



【小学生】

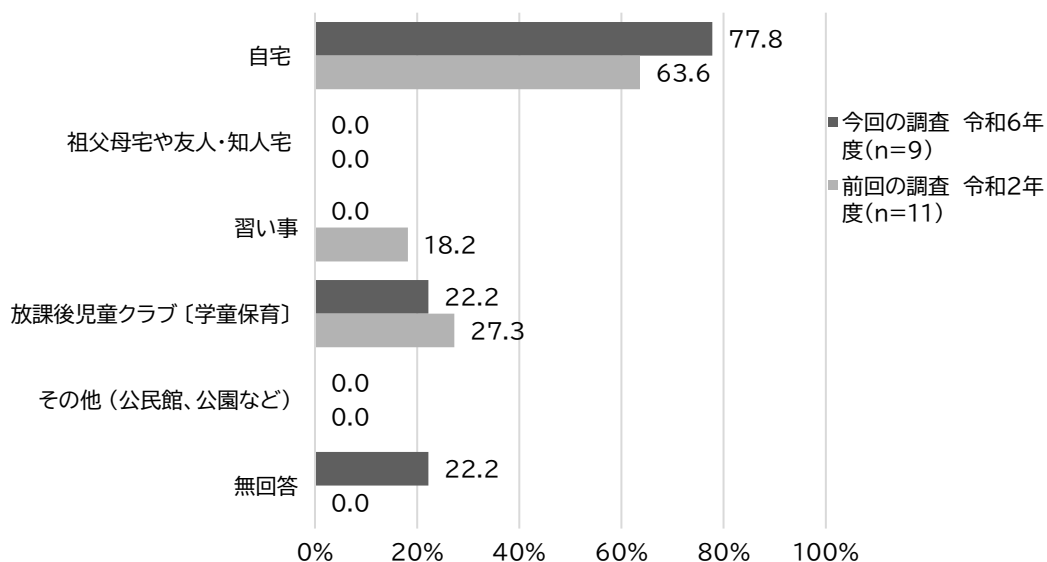


⑥ 小学校高学年時における放課後の過ごし方

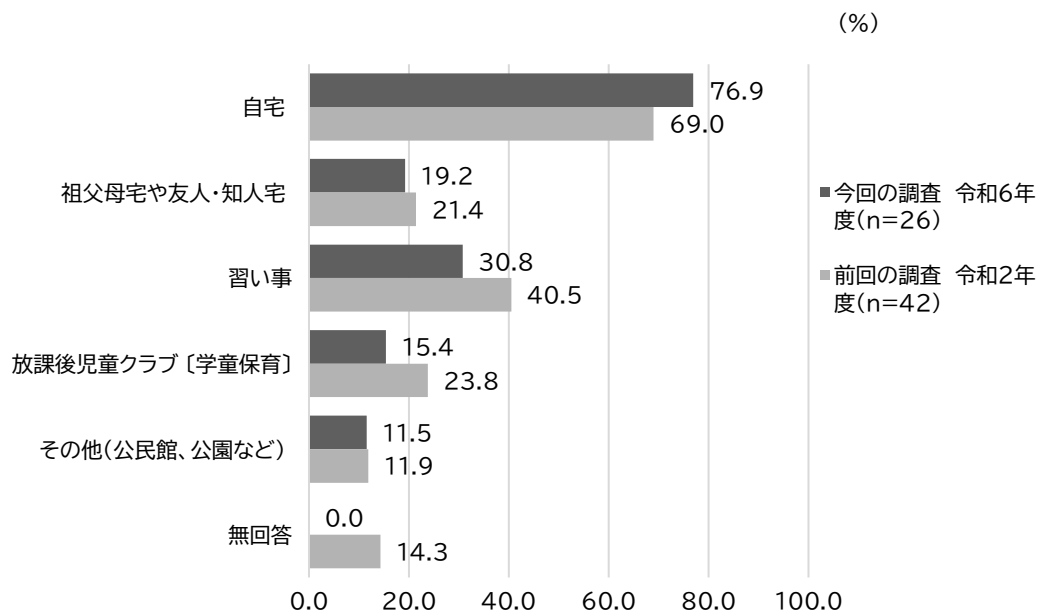
放課後の過ごし方における「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は、就学前児童が22.2%(前回 27.3%)、小学生が15.4%(前回 23.8%)となっており、就学前児童、小学生ともに前回調査より減少しています。

問 宛名のお子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまるものすべて)

【就学前児童】



【小学生】

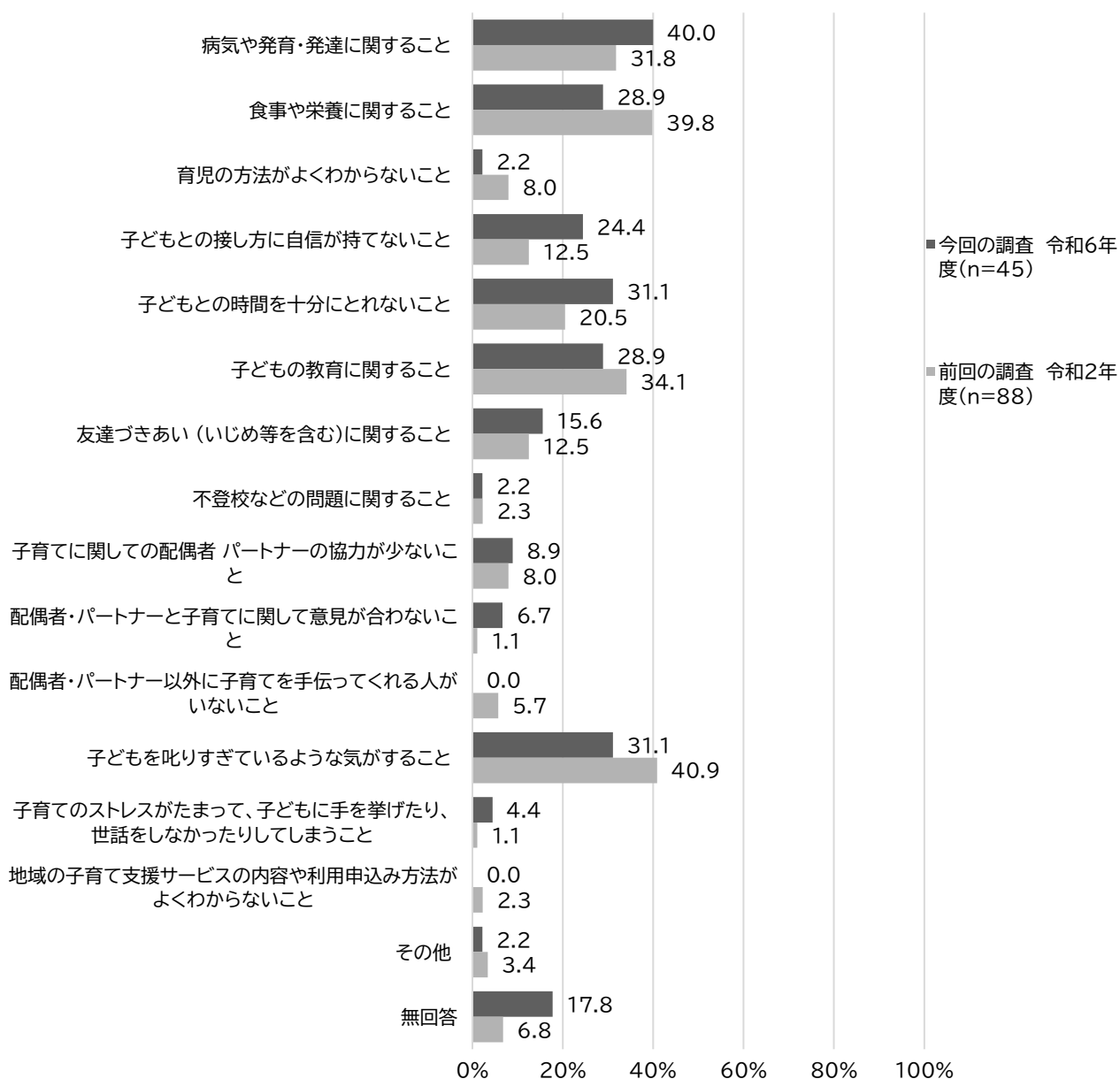


⑦ 子育てに関する悩み

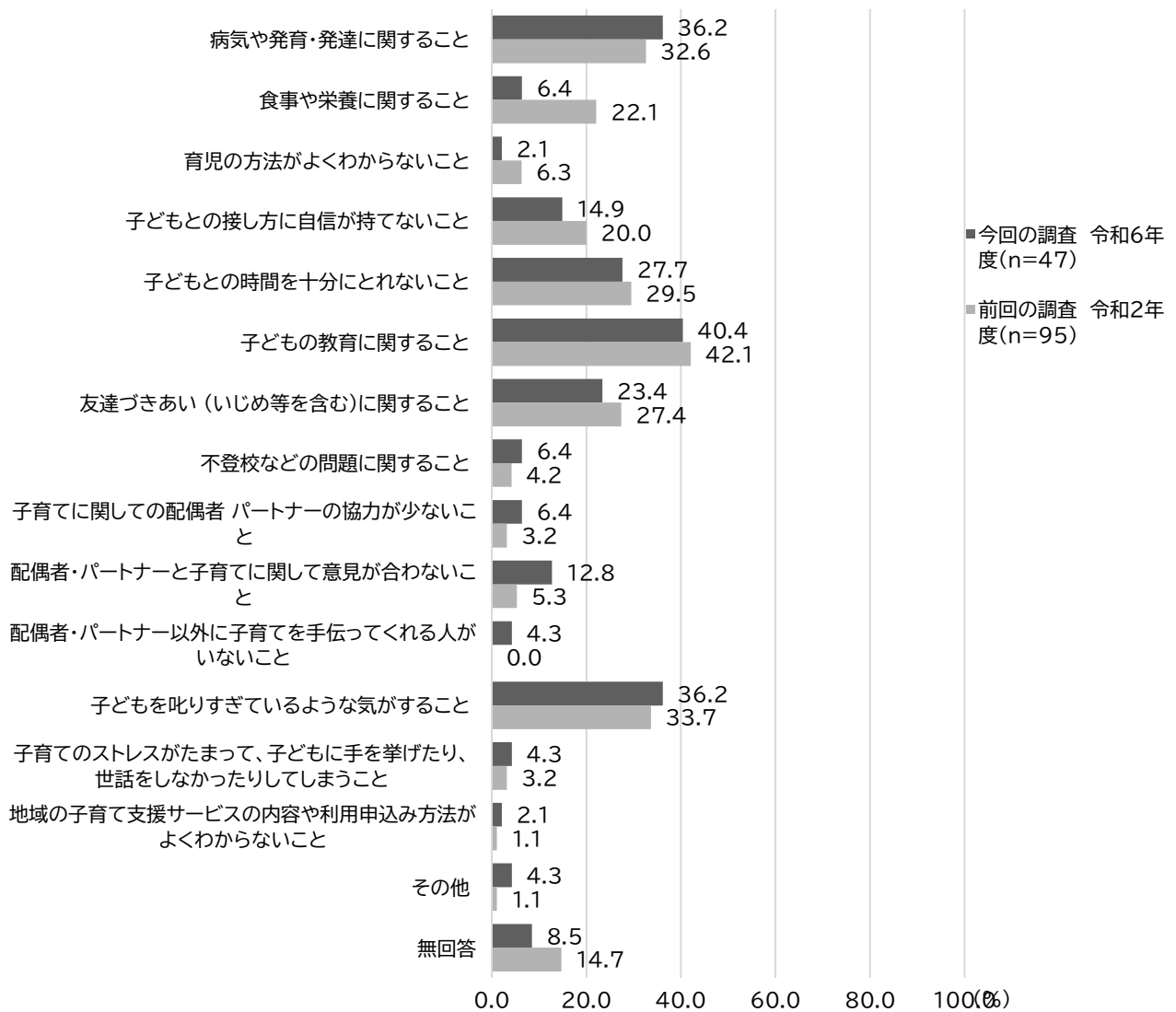
子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることとしては、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」と等が、就学前児童、小学生ともに共通して多くなっています。また、就学前児童に多いものとしては、「食事や栄養に関すること」、小学生では「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が多くなっています。

問 子育てに関して、日常で悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(あてはまるものすべて)

【就学前児童】



【小学生】

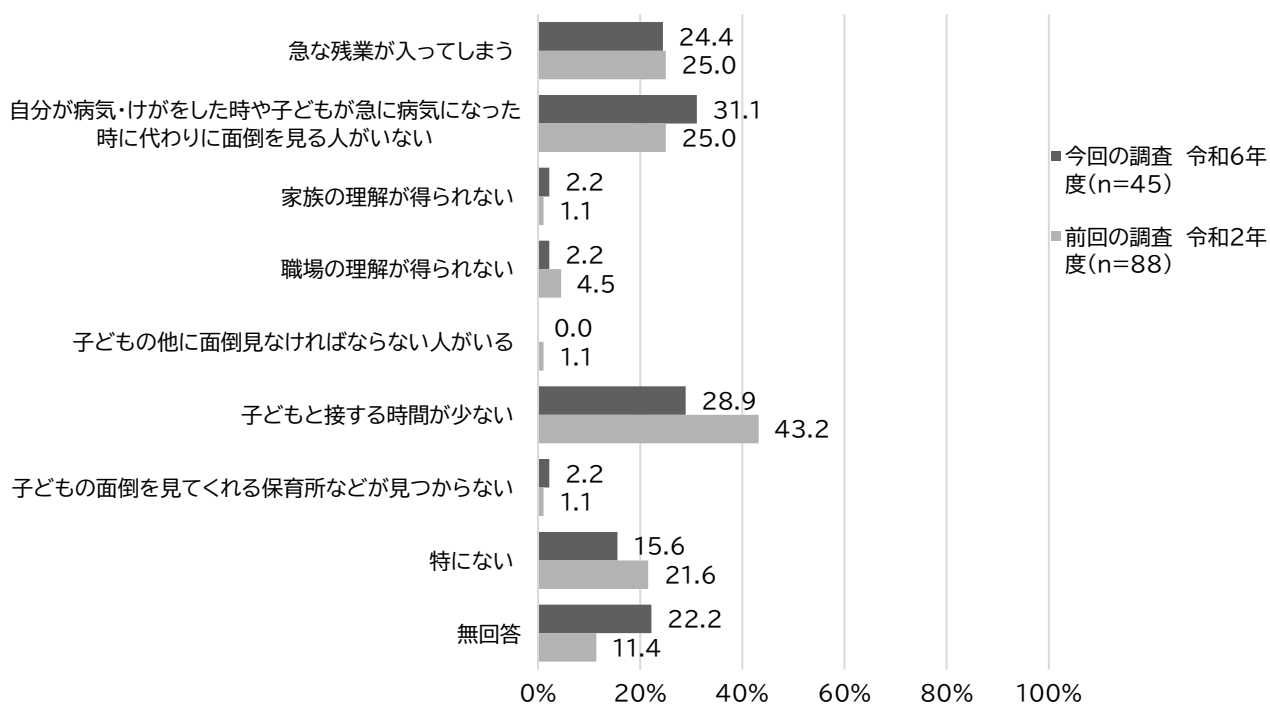


⑧ 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること

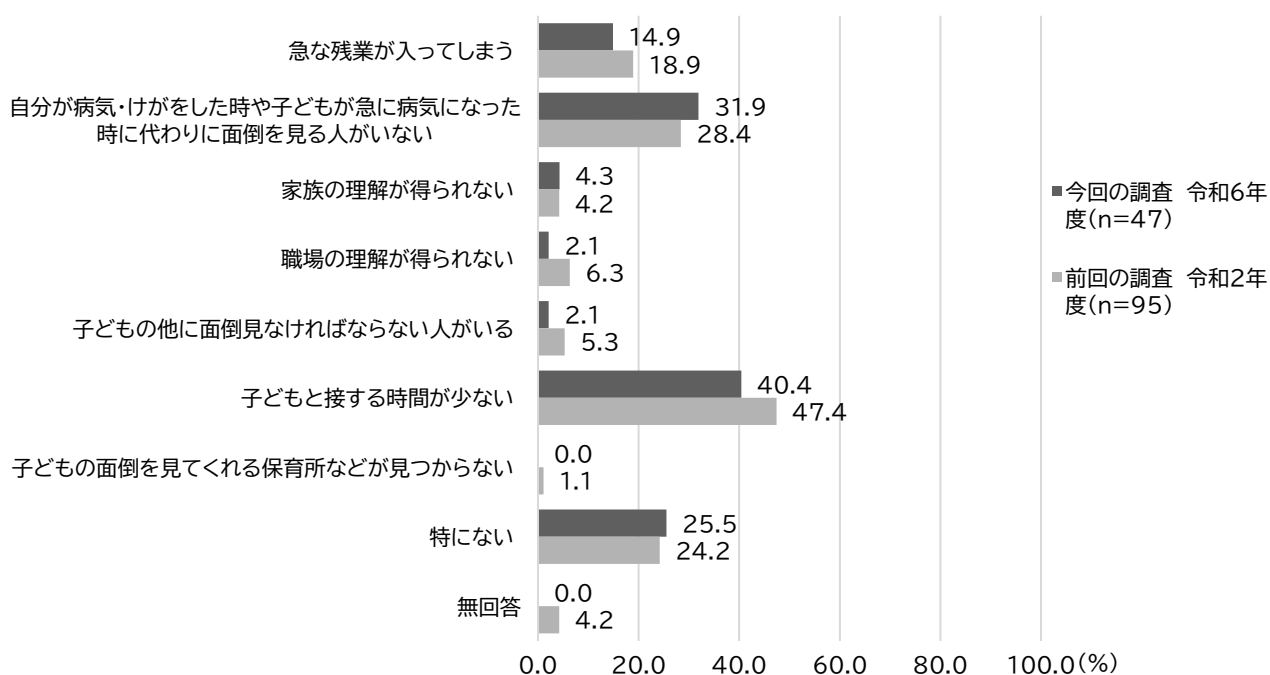
仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じることとしては、就学前は「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」、小学生は「子どもと接する時間が少ない」が最も多くなっています。

問 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じるのはどのようなことですか。(あてはまるもの2つまで)

【就学前児童】



【小学生】

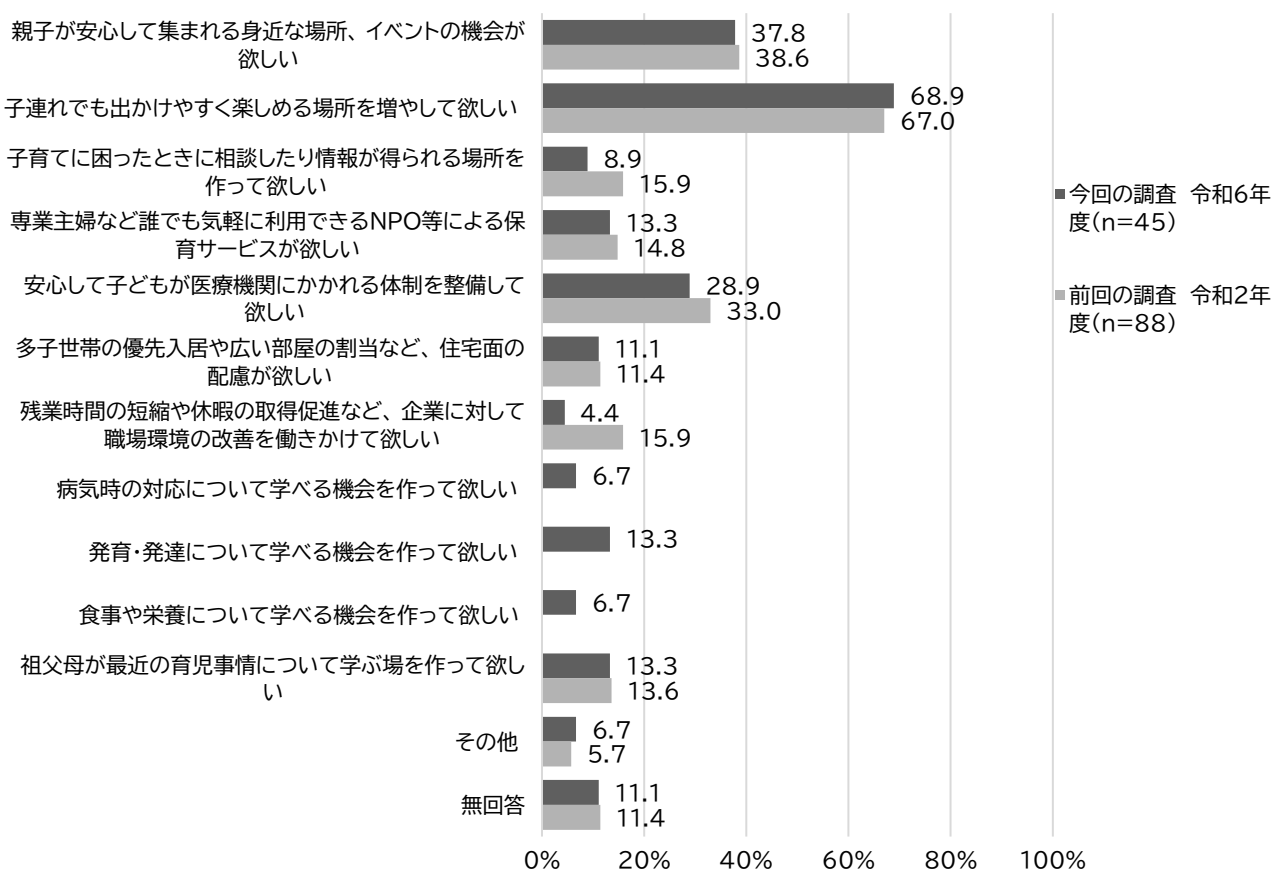


⑨ 充実してほしい子育て支援策

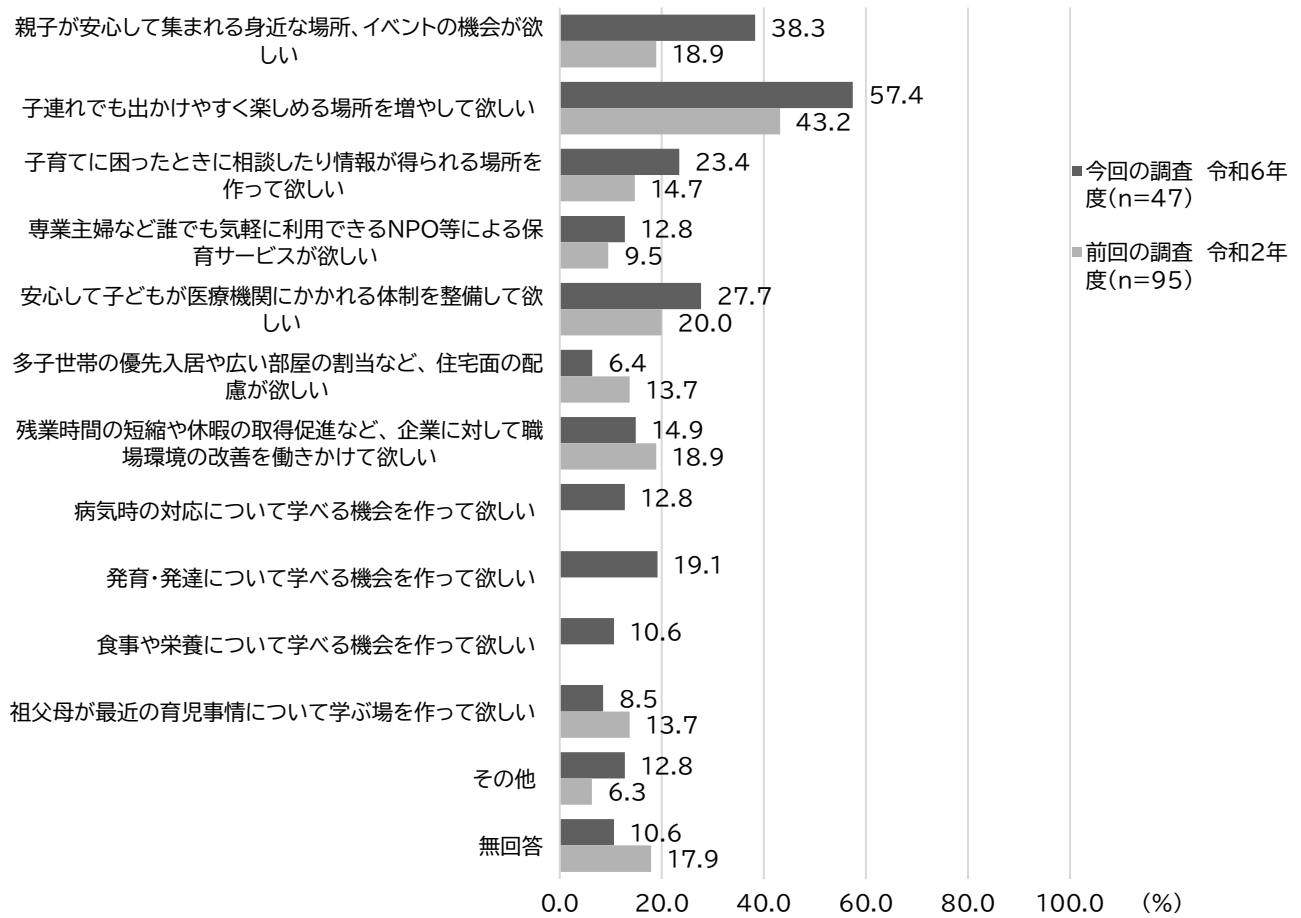
町に充実してほしい子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会が欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」等が、就学前、小学生ともに共通して多くなっています。

問 町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。(あてはまるものをすべて)

【就学前児童】



【小学生】



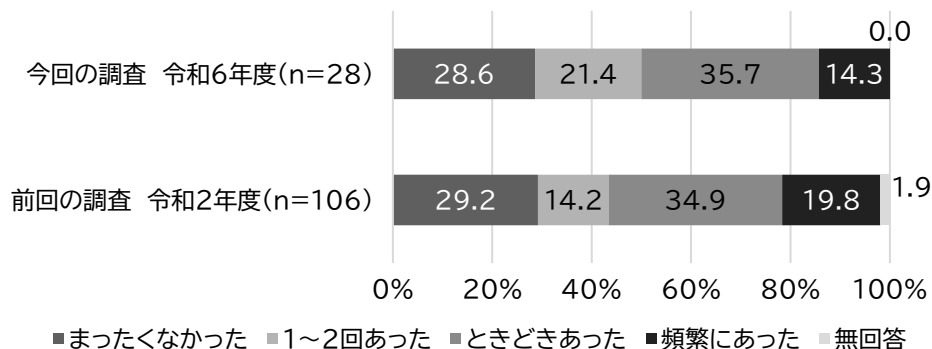
(3)中学生・中学校卒業～18 歳の調査結果(主要項目)

①こころの健康について

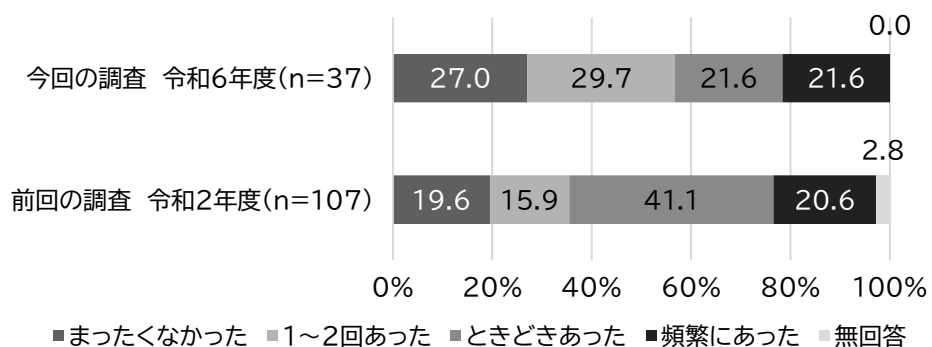
この1ヶ月の間に、ストレス(不満・悩み・苦労等)を感じたことの頻度は、「頻繁にあった」または「ときどきあった」と回答した人は中学生が 50.0%(前回 54.7%)、中学校卒業以上が 43.2%(前回 61.7%)と、中学校卒業以上が前回調査よりストレスを感じる人が多い人が減少しています。

問 この1ヶ月の間に、ストレス(不満・悩み・苦労等)を感じたことがありますか。

【中学生】



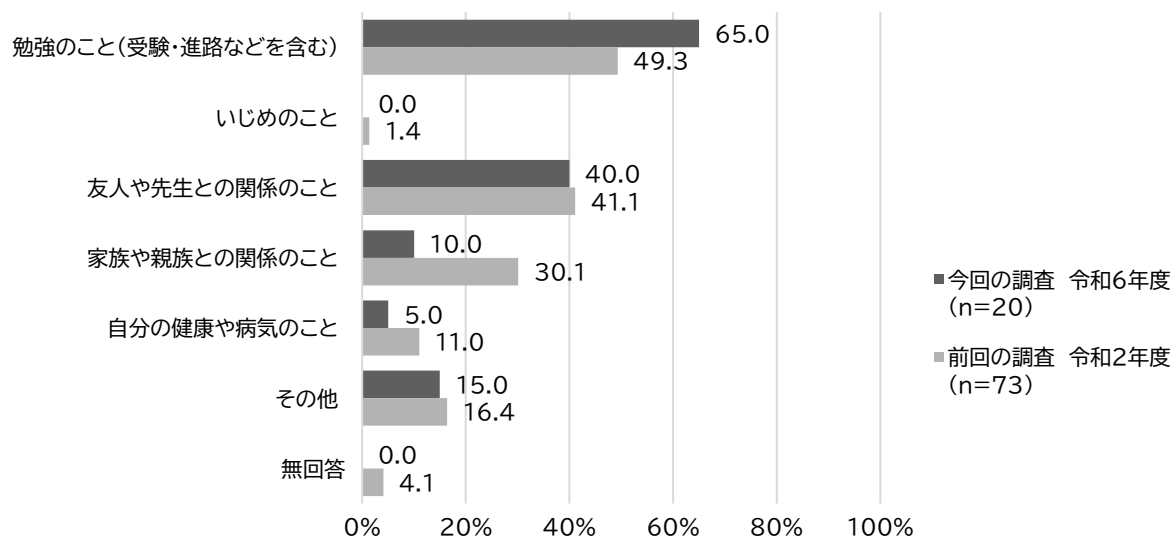
【中学校卒業以上】



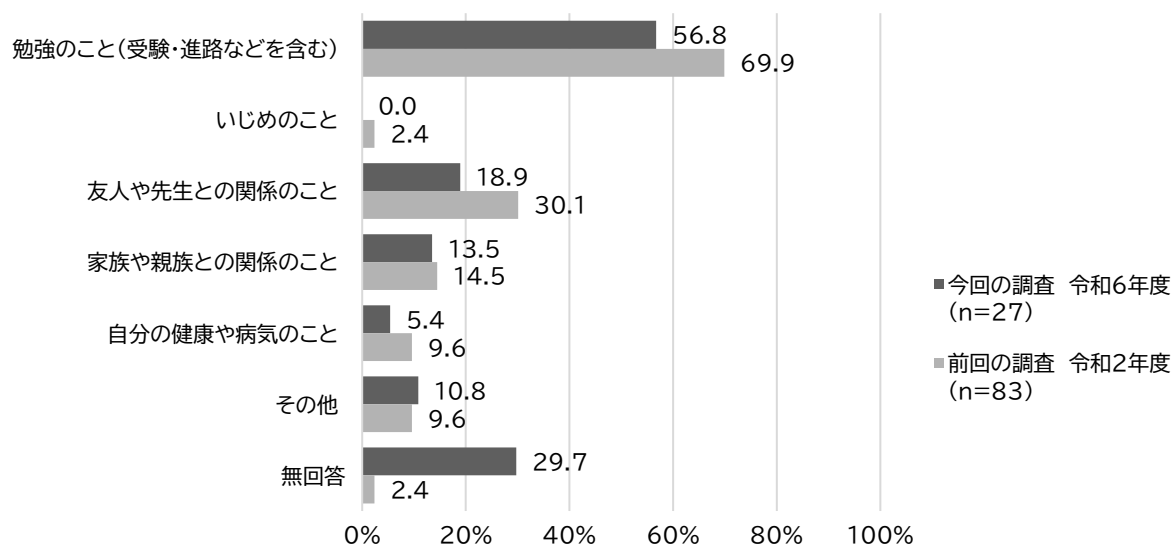
その内容については、中学生、中学校卒業以上ともに「勉強のこと(受験・進路等を含む)」が最も多くなっていますが、中学校卒業以上については、前回調査より 13.1 ポイント減少しています。

問 それはどんなことですか。(あてはまるものすべて)

【中学生】



【中学校卒業以上】

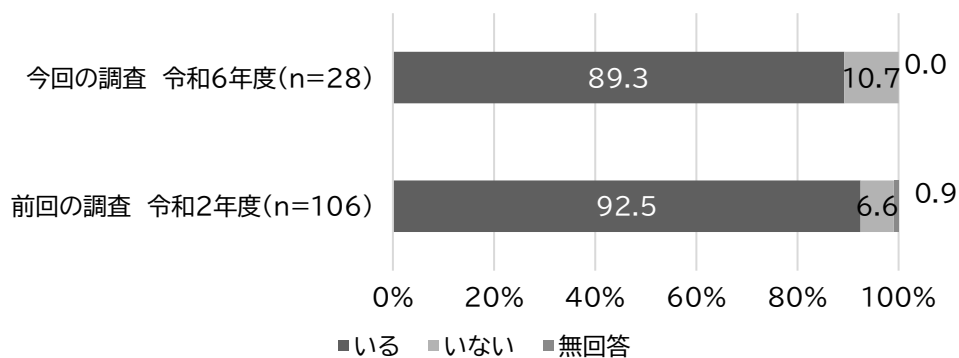


②悩みがある時に相談できる人

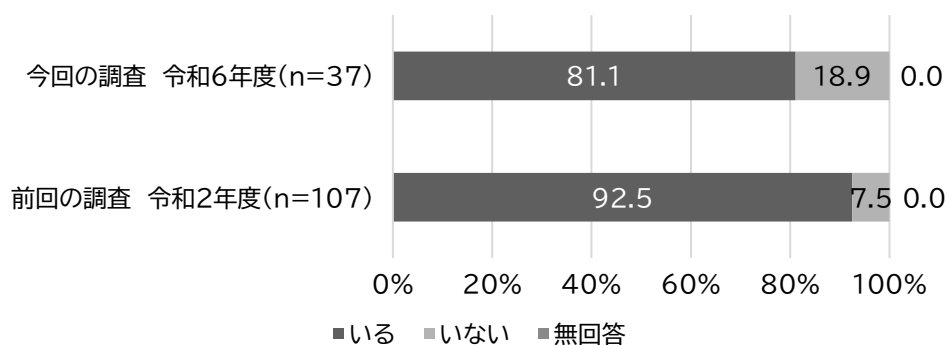
悩みがあるときに相談できる人の有無については、「いる」と回答した人は、中学生が89.3%（前回 92.5%）、中学校卒業以上が81.1%（前回 92.5%）と、中学校卒業以上で相談相手がいる人が前回調査より減少しています。

問 悩みがあるときに相談できる人がいますか。

【中学生】



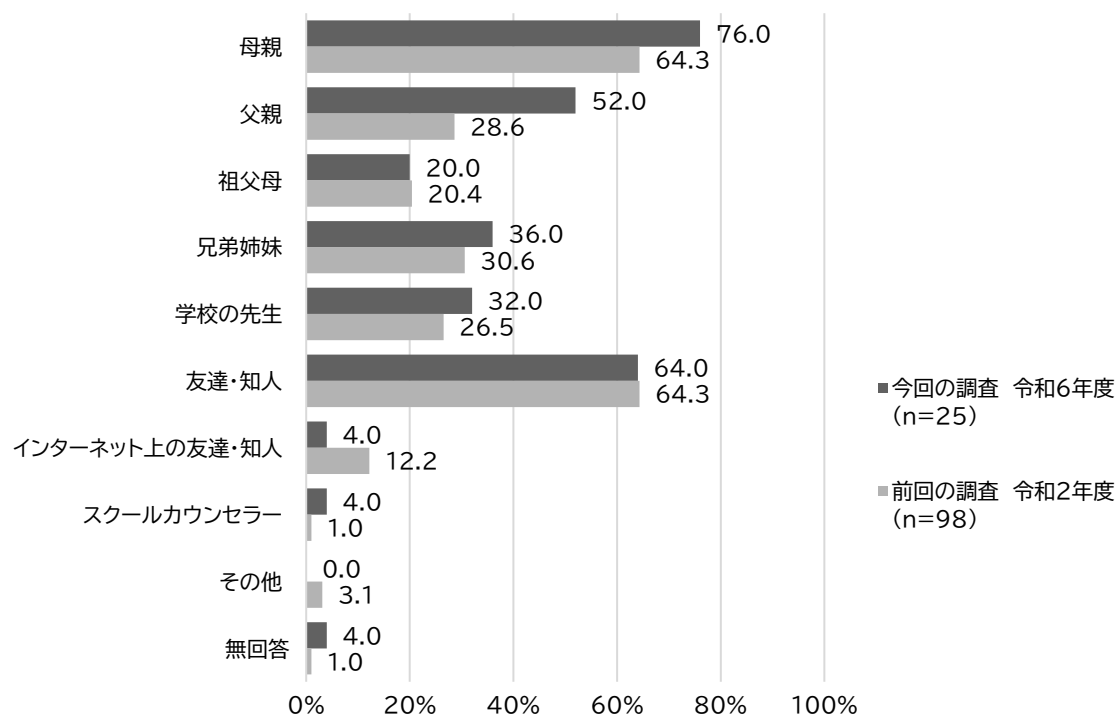
【中学校卒業以上】



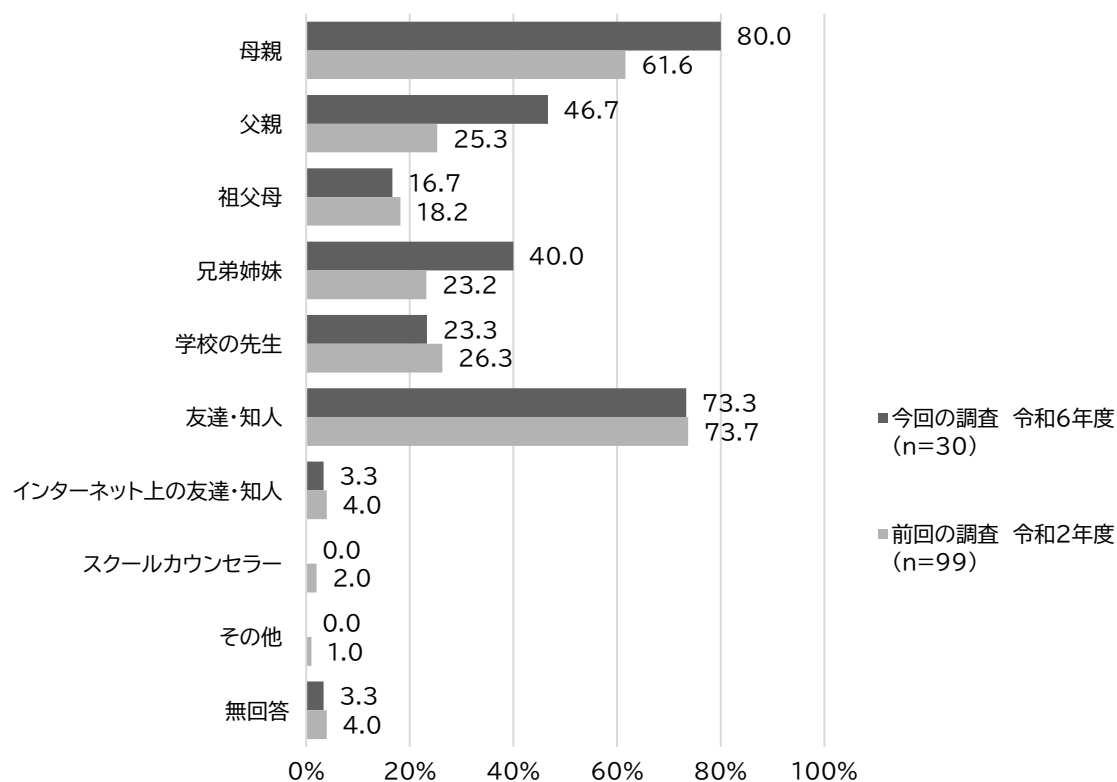
相談できる相手は、中学生、中卒以上ともに「友達・知人」や「母親」が多くなっています。

問 それは誰ですか。(あてはまるものすべて)

【中学生】



【中学校卒業以上】

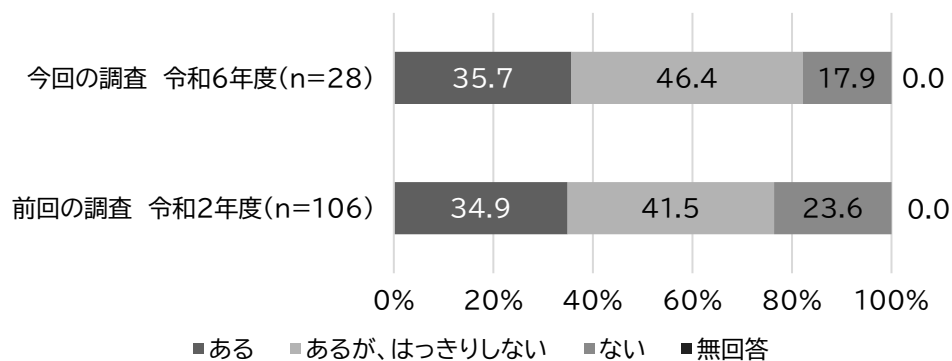


④将来について

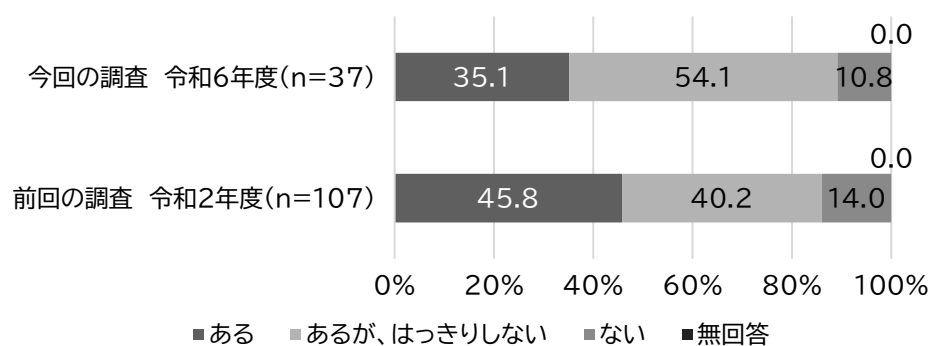
将来の目標(進路や職業等)については、「ある」は、中学生が 35.7%(前回 34.9%)、中学校卒業以上が 35.1%(前回 45.8%)と、中学校卒業以上で将来の目標が定まっている人は前回調査より減少しています。

問 将来の目標(進路や職業等)がありますか。

【中学生】



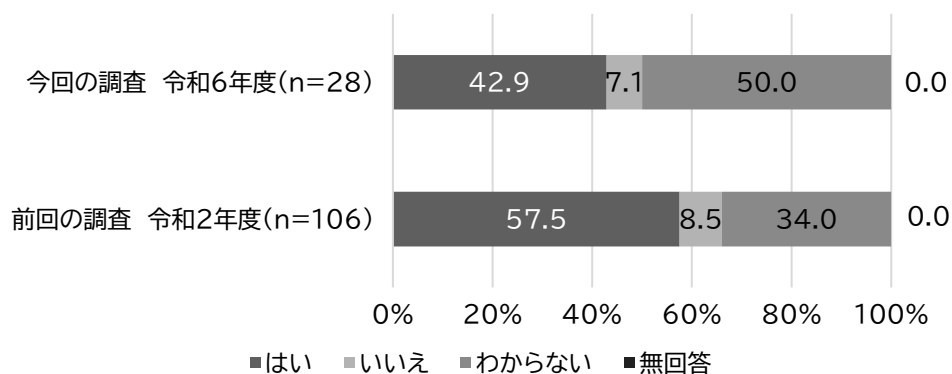
【中学校卒業以上】



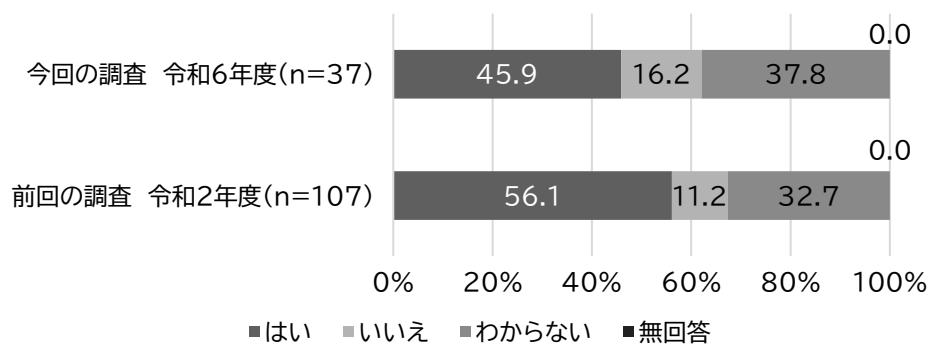
将来、自分の子どもが欲しいかについては、「はい」は、中学生が 42.9%(前回 57.5%)、中学校卒業以上が 45.9%(前回 56.1%)と、中学生と中学校卒業以上ともに、将来の自分の子どもが欲しい人が前回調査より減少しています。

問 将来、自分の子どもが欲しいと思いますか。

【中学生】



【中学校卒業以上】

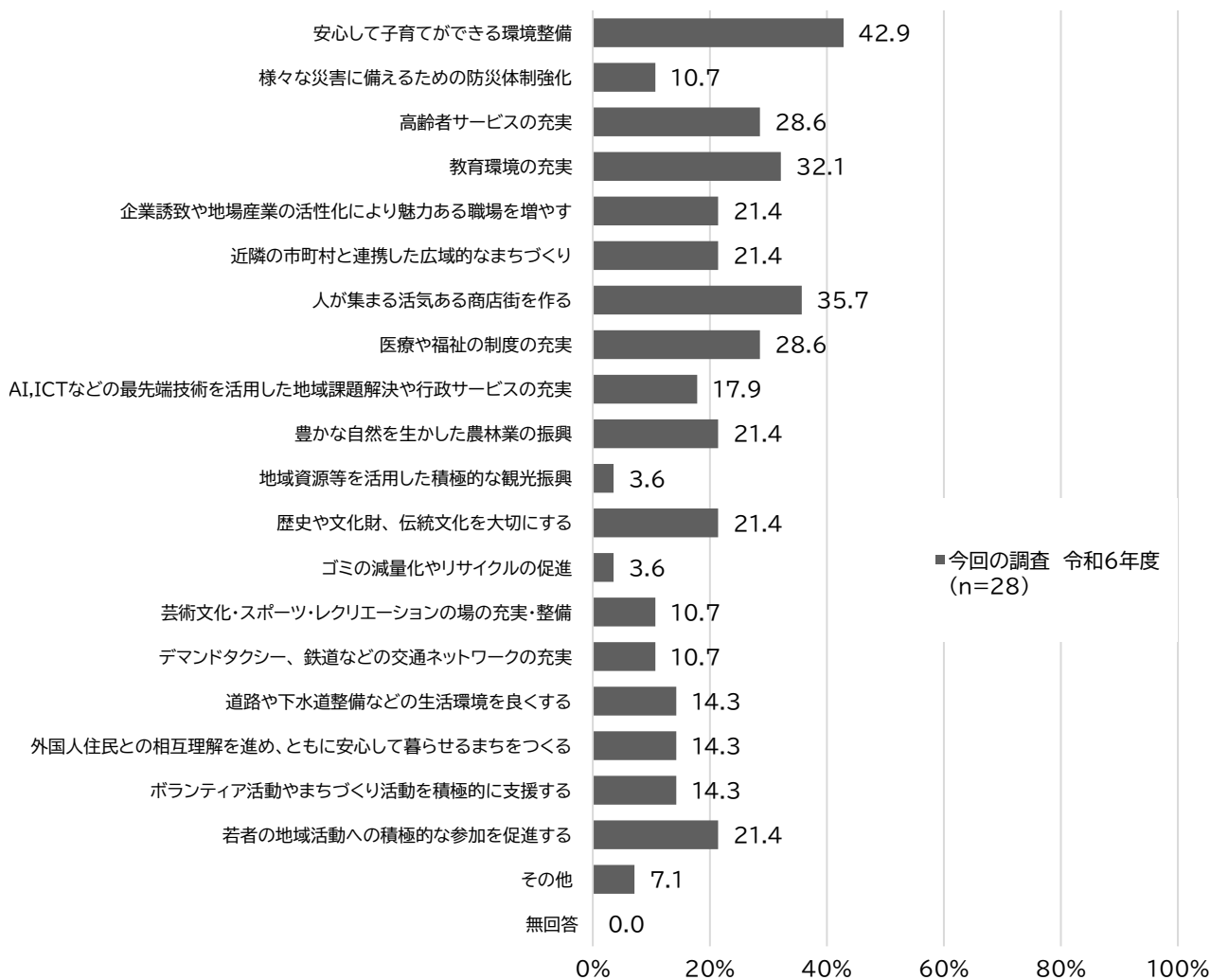


⑤久米南町のまちづくりにおいて重要だと思う取り組み

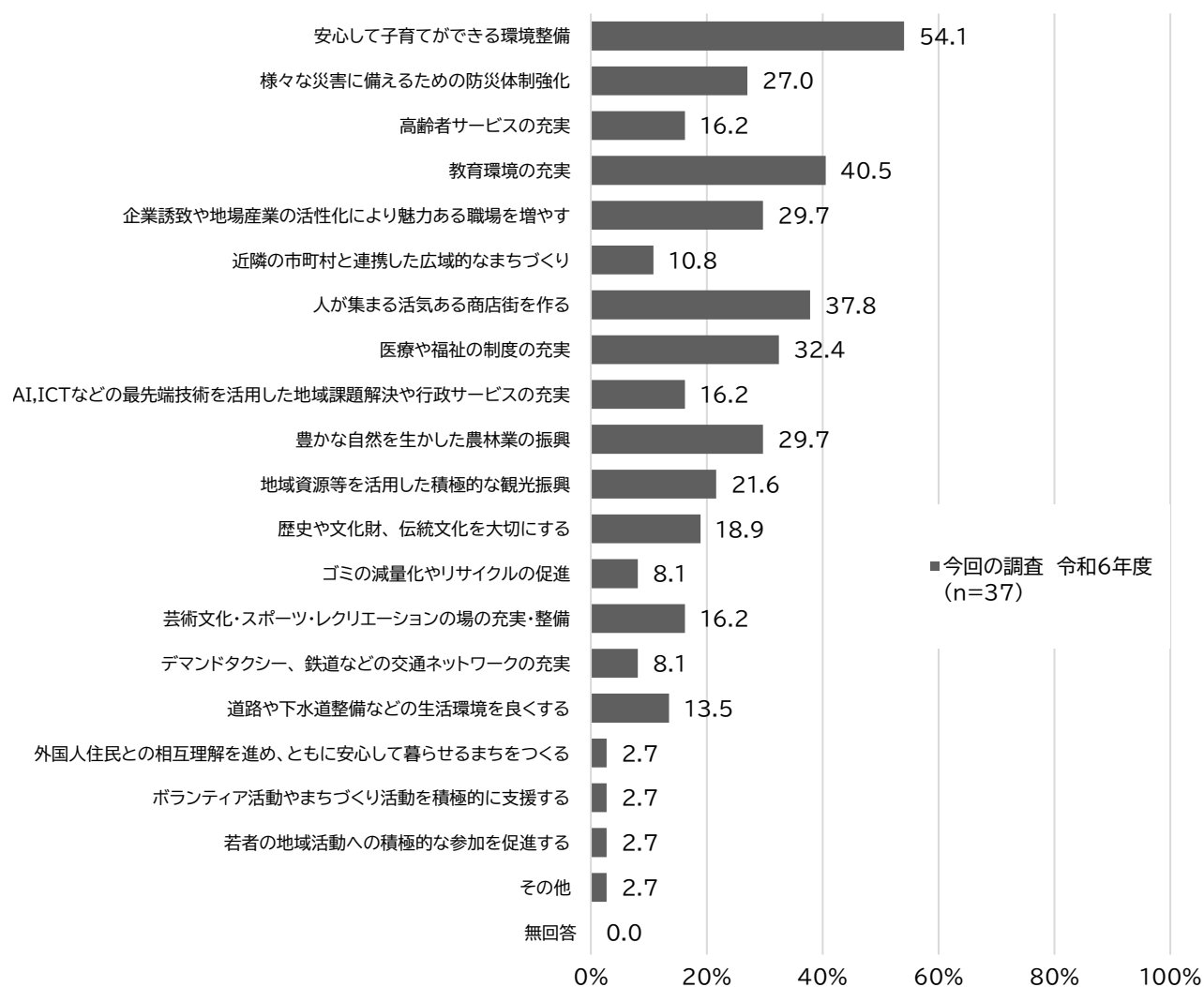
今後のまちづくりにおいて重要だと思う取り組みは、「安心して子育てができる環境整備」、「教育環境の充実」、「人が集まる活気ある商店街を作る」等が、中学生、中学校卒業以上とともに共通して多くなっています。

問 今後の久米南町のまちづくりについて、あなたが重要だと思う取り組みは何ですか。(あてはまるもの6つまで)

【中学生】



【中学校卒業以上】



6 前期計画の取組状況と課題

目標1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
-----	--

(1)母子保健の充実

①正しい知識の普及と情報提供

取組状況

- ・乳幼児健診やすこやか相談等の機会に個別に聞き取りを行い、助言や情報提供を行っている。また、母子保健事業時に健康や基本的生活習慣・スマートフォンとの付き合い方・事故予防等に関するパンフレットを配布。
- ・令和2年度に母子手帳アプリを導入し、毎月母子保健事業や子育てサロンの案内を実施。また、プッシュ通知を取り入れ配信の見逃しを減らすよう努めている。従来通り、広報紙や健康ごよみ、町ホームページでの情報配信も行い、様々な方法で子育てに関する情報を配信。
- ・妊娠届出時や母子保健事業時のチラシの配布、広報紙、町のホームページでアプリの周知を行っている。

課題

すこやか相談等の事業に参加されない方がいるため、全戸に実施している新生児・乳児訪問時に事業への参加を促す必要がある。また、アプリの利用登録者数の増加や配信内容の充実にも今後努める必要がある。

②健康診査の充実

取組状況

- ・乳幼児健診の受診率(令和5年度)
乳児健診:82.5% / 1歳6ヶ月児:95.2%
2歳6ヶ月児:89.5% / 3歳6ヶ月児:92.0%
- ・未受診児は保健師による個別訪問、保育園での状況把握、愛育委員による再勧奨を実施。
- ・健診スタッフに心理士を配置し、精神発達の見立てを強化。健診実施後にはスタッフカンファレンスを行い、発育発達の評価や今後の支援方針を検討。また、支援が必要と判断された方には、子育て相談やにこにこ・すくすく教室等の案内を行っている。
- ・健診前後で所属園との情報共有を行い、対象児・保護者の理解に努めている。

課題

健診未受診家庭は固定化されており、再勧奨を行っても受診につながらないことが多いため、未受診児を把握し、必ず健診以外での状況把握を行う体制が必要。また、引き続き要フォロー児を早期発見できるよう、関係機関と情報共有や検診内容の調整を行う必要がある。

③相談体制の充実

取組状況

- ・妊娠届出時及び妊婦転入時には、保健師または栄養士と面談（令和5年度：12件）。また、希望者と妊娠8か月時に面談を行い、出産・育児に向けて必要なことを支援者と一緒に確認。
- ・令和5年度相談件数
新生児・乳児訪問：（実）18名（延）25名 ＊必要時は再訪問も実施。
産後ケア：4名：（実）4名（延）4名
母と子のすこやか相談：子（実）21名（延）67名
赤ちゃん教室：子（実）19名（延）26名
- ・令和2年度末に子育て世代包括支援センターを設置。
- ・令和4年度末に出産・子育て応援給付金事業、伴走型相談支援を開始。

課題

第1子や未熟児等を出産後の産婦は育児負担を抱えやすく、保健師の面談や訪問だけでなく、産後ケアによる身体的・精神的ケアが必要なケースがある。

④歯の健康づくり

取組状況

- ・妊娠中に1回、産後1年以内に1回の計2回まで歯科健診が無料で受診できるよう妊産婦歯科健康診査費用助成事業を実施。
- ・幼児健診受診者の希望者に対してフッ素塗布を実施。
- ・保育園の年中及び年長児の希望者に対してフッ素塗布を実施。
- ・幼児健診や保育園歯科教室において、歯磨き指導やカリオスタット検査を実施。
- ・愛育委員、栄養委員がエプロンシアター等を行い、歯を磨くことの大切さ等の情報提供を実施。
- ・保育園歯科アンケートを実施し、現状の把握に努めるとともに、保護者へ集計結果と仕上げ磨きの大切さや、むし歯になりにくいおやつについての情報提供を実施。
- ・令和5年度のむし歯罹患率は1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児ともに0%。
- ・むし歯罹患率はこどもの数が少ないため変動があるものの、低値を維持している。

課題

保育園の歯科アンケートより、保護者の仕上げ磨き実施率が5歳児で激減する。保護者への指導や就学後の歯磨き習慣の取得が課題となっている。

⑤思春期保健対策の充実

取組状況

- ・スクールカウンセラーを各校に配置し、特性をもつ児童等への支援について、保護者や教職員に助言等を行っている。
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）を各校に配置し、家庭への支援について、教育課や保健福祉課と情報共有し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っている。

課題

就学・進学の際の連携にズレが生じている事例もあり、保育園・小学校・中学校の連携体制を強化する必要がある。

⑥小児医療

取組状況

- ・こどもの救急医療のかかり方や病気の対応について愛育委員会主催の研修会を実施。以前はゆづっこクラブ会員を対象としていたが、令和6年度は保育園児の保護者を対象としたため、より多くの参加があった。
- ・救急の日や小児救急電話相談＃8000 等について、母子保健事業の機会を活用して普及啓発を実施。
- ・18 歳まで医療費無償。

課題

救急で病院受診をするべきか判断が難しいことがある。保護者が適切に判断して対応できるように引き続き啓発を行う必要がある。

⑦不妊治療・不育治療対策の充実

取組状況

- ・令和4年度より、不妊治療費が保険適応となったことに伴い、令和5年度7月末まで経過措置を講じ、それ以降の町助成事業は終了。
- ・不育治療費助成事業は引き続き行っている。
- ・町ホームページでの周知。

課題

現状、利用実績がないため、より多くの人に利用してもらえよう、情報の発信方法等の検討を含めて周知に努める必要がある。

(2)家庭の子育て力の充実

①次世代の親の育成

取組状況

- ・愛育委員会主催「親子ふれあい遊び」や「思春期ふれあい事業」を開催していたが、コロナ禍以降開催できていない。
- ・中学校行事として、中学3年生が乳幼児とのふれあい体験を実施。
- ・教育委員会から委嘱された家庭教育支援チーム員により、小学生のこどもをもつ保護者を対象に、非認知能力を育む子育てのヒントをまとめた情報紙を全家庭に訪問配付した。配付時に聞き取った保護者からの子育ての悩みや不安について保健福祉課(保健師)とも情報共有し、その後の対応につなげたり、必要に応じて専門機関につないだりしている。

課題

「思春期ふれあい事業」はコロナ禍以前の水準に戻すことを検討する必要がある。

②家庭の教育力の向上

取組状況

- ・母子保健事業において、適宜、情報提供。
- ・岡山県が作成した「おかやま子育て応援 Book(父親版／祖父母版)」を新生児・乳児訪問時に配布。
- ・令和6年度より「ふれあい交流会」を開始。愛育委員・栄養委員からのエプロンシアターや読みきかせを通して、健康や生活習慣に関する話を実施。

課題

家庭の力だけでは十分な教育力が望めない事例もある。地域全体で教育力を高める必要がある。

(3)食育の推進

①「食育」の推進

取組状況

- ・乳児健診、幼児健診では全員に対し栄養指導を実施し、相談支援や情報提供を実施。
- ・小・中学校では、家庭科や特別活動等の教科指導と給食指導を通して、家庭での共食を含むバランスの良い食事等の食育指導を行っている。
- ・総合的な学習の時間等で、地域の特産物等について体験的に学ぶ機会を設けている。中学生になると、生徒自身が課題を設定し、グループで主体的に解決していく学習活動が設定されており、ゆずやぶどう等を使ったメニュー開発を行った実績もある。

課題

保育園、学校、地域との食育に関する連携がコロナ禍以降減少したため、コロナ禍以前の水準へ戻すことを検討する必要がある。

目標2

こどもの安全が確保され、こどもが健やかに育つ教育環境や地域になる

(1)地域ぐるみの子育て支援の推進

①子育て支援ネットワークの充実

取組状況

- ・愛育委員会、栄養改善協議会、民生児童委員協議会、自治会連合会、婦人協議会、ゆずっこクラブ、人権擁護委員協議会等、子育てに関する地域組織が連携し、子育て支援を推進。
- ・「子育て支援ネットワーク協議会」では、子育て支援・見守りのために会議や研修会を開催。
- ・「声かけて、みんなで育てよう子ども達」をスローガンに地域での声かけ、見守りの取組の充実を図る。

課題

子育て支援分野のみならず、教育分野との連携を強化していく必要がある。

②ゆずっこクラブの活動の充実

取組状況

- ・令和3年度に3地区を統合し、1つのゆずっこクラブとして活動を開始。
- ・子育てサロンや季節の行事等を開催。
- ・令和4年度から3年間、子育て部門の地域おこし協力隊が採用され、ゆずっこクラブの活動への積極的な参加があった。

課題

少子化により会員数が減少しており、活動の幅は縮小傾向にある。

(2)こどもの生きる力の育成

①地域・世代間交流の促進

取組状況

- ・保育園での三世代ふれあい交流事業や愛育委員・栄養委員・ゆずっこクラブで世代を超えた交流事業に取り組んでいる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により中断していた三世代交流事業も復活して行われている。

課題

地域参加型の方策を検討しながら、継続実施していく必要がある。

②豊かな心を育む教育の推進

取組状況

- ・コロナ禍で乳幼児健診の待合時間での読み聞かせは中止。「ブックスタート」も健診時に手渡しする方法ではなく、対象者が図書館まで受け取りに行く方法に変更。
- ・すこやか交流会、ふれあい交流会で愛育委員・栄養委員が読み聞かせを実施。
- ・保育園では毎月絵本の配布があり、家庭での読み聞かせを推奨。
- ・図書館での読み聞かせ会も定期的に実施。
- ・「メディアコントロール週間」を保育園や小・中学校で実施。
- ・小学校で、地域のボランティアによる本の読み聞かせを実施。また、町の図書館から週1日各校へ司書が派遣されていることにより、こどもたちの興味・関心や学習内容に合った選書ができ、読書活動が充実している。

課題

コロナ禍で中止した乳幼児健診の待合時間での読み聞かせや「ブックスタート」の本の配布方法は、体制やニーズを考えながらコロナ禍以前の水準に戻すか検討する必要がある。

メディアに触れる時間が長いことや、低年齢からスマートフォンやタブレットを使用していることが課題となっているため、メディアとの上手な付き合い方について普及啓発する必要がある。

(3)安全・安心な子育て環境の整備

①安全な遊び場の整備

取組状況

- ・弓削・誕生寺・神目の広場について、ゆずっこクラブや児童クラブが奉仕作業や安全点検を適宜実施しており、遊具等の危険箇所を発見した際には保健福祉課に報告がある。また、専門業者による遊具点検も行われている。
- ・道の駅くめなん屋外イベント広場に、世代や身体能力に関わらず全てのこどもが楽しめるインクルーシブ遊具を設置。

課題

老朽化している遊具をいつまで設置しておくか、草刈り等の維持管理をどう負担していくかが課題となっている。今後も安全な遊び場を維持していく必要がある。

②安全な生活環境の整備

取組状況

- ・乳幼児健診、すこやか相談、すこやか交流会において乳幼児の家庭や地域での事故防止について啓発を行った。
- ・各校区にあるこどもたちの安全を見守る組織、保護者、教職員が、それぞれ定期的にこどもたちの登校を見守る活動を行っている。
- ・年度初めに交通安全教室を実施。
- ・小学校では、生活・総合的な学習の時間を使い、地域の安全について知る機会や、地域の安全を守る立場の方々の思いや願い等を聞く機会を通して、安全のために自分ができることについて考える学習活動を行っている。

課題

継続して乳幼児の家庭や地域での事故防止について啓発することが必要となっている。
また、ボランティア組織の高齢化が課題となっている。

③子育て生活支援の推進

取組状況

- ・交付要件を満たす方に「すこやかエンゼル祝金」を交付。
第1子：3万円、第2子：5万円、第3子以降：10万円

課題

引き続き事業を継続する必要がある。

(4)きめ細やかな保育の拡充

①保育サービスの充実

取組状況

- ・満1歳以上の就学前の幼児を対象に、神目保育園での一時保育を実施。
- ・保護者の負担軽減を図るため、使用済みおむつの持ち帰りを止め、保育園での廃棄サービスを開始。

課題

- ・近年ほとんど利用が無いため、利用率を高めるためには、どうすべきか検討する必要がある。
- ・保育士の確保が困難になっている。

②学童保育の充実

取組状況

- ・児童クラブ、エンゼルスクールで学童保育を実施。

課題

支援員の確保と高齢化が課題となっている。

③発達障害児支援の充実

取組状況

- ・令和5年度保育園巡回相談件数：(実)21名 (延)35名
- ・保育園巡回相談は、津山みのり学園と協働して実施。心理士から保育士へ、対象児童の精神発達の見立てを伝え、望ましい関わり方について助言を行っている。
- ・保育園巡回相談を効果的に実施できるよう、関係機関で連絡会の機会を設け、打合せ、振り返り等を行っている。
- ・発達支援コーディネーターによる保育園巡回相談や関係機関との連絡調整を行っている。
- ・教育課・SSWと月1回程度、連絡会で発達障害児(疑いも含む)や不登校児等についての情報共有を行い、必要時面談やケース会議への参加。
- ・スクールカウンセラーを各校に配置し、特性をもつ児童等への支援について、保護者や教職員に助言等を行っている。

課題

園、保育士だけでなく、児童クラブ支援員などこどもの身近にいる人たちにも、発達障害児への適切な関わり方等について普及啓発をしていく必要がある。

目標3

こどもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる

(1) 出産・子育てがしやすい環境の整備

① 出産・子育てがしやすい環境の整備

取組状況

- ・妊娠届出時に就業している方向けのパンフレットを配布。(妊娠・出産・育児について法律で定められていること)

課題

子育て支援対策について、事業所への働きかけが行えていないことが課題となっている。

(2) 住宅環境の整備

① 子育て家庭に配慮した住宅の確保

取組状況

- ・子育て家庭に配慮した住宅の確保を推進するため、分譲宅地の整備や居住支援を実施。
- ・分譲宅地の整備及び分譲宅地購入助成金等、若者住宅の整備、空き家バンクの登録等、多方向からのハード・ソフト事業のアプローチにより、成果を上げている。
- ・若者定住促進住宅では、入居率が非常に高く、有効な施策となっている。
- ・エンゼルタウン下弓削2期地区に民間活力賃貸住宅促進事業で賃貸住宅を建設。

課題

有効な対策が実現できている一方で、住宅は多大な建設費用・維持費用を要するため、民官協働による定住環境の整備を進めていく必要がある。

目標4

こどもをまもり支援する体制づくり

(1)児童虐待防止対策の推進

①児童虐待防止体制の充実

取組状況

- ・虐待防止については要保護児童対策地域協議会を年1回は開催し、地域ぐるみの虐待防止の体制を構築。
- ・研修会を年に1回実施し、子育て支援関係者のみならず家庭教育の関係者も参加し、ともに学ぶ機会としている。
- ・SSW を各校に配置し、家庭への支援について、教育課や保健福祉課等の関係各課で情報共有し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っている。
- ・毎月報告される見守り家庭の助教について教育課と保健福祉課で情報共有している。

課題

小・中学校や児童相談所等と連携を図り、虐待の発生を防止し、早期発見、早期対応を図れるよう、支援体制を充実させていく必要がある。

(2)発達障害児支援の推進

①障害児支援施策の充実

取組状況

- ・令和5年度事業実施状況
にこにこ・すくすく教室：(実)6名 (延)22名
子育て相談：(実)6名 (延)8名
- ・発達が気になる子やその保護者を対象に、にこにこ・すくすく教室、子育て相談を実施し、保護者の思いを受け止めながら、望ましい特性理解と対応を促している。また、保育園巡回相談を実施し、各事業を連携させながら、対象児童の発達を促している。
- ・対象者に合わせて保健所が実施する「こどもの心とからだの総合相談」や医療機関への相談を促し、療育機関利用等についての情報提供を行っている。療育利用開始児については、保健師から発達支援コーディネーターへのつなぎを行っている。
- ・スクールカウンセラーを各校に配置し、特性をもつ児童等への支援について、保護者や教職員に助言等を行っている。
- ・SSW を各校に配置し、家庭への支援について、教育課や保健福祉課と情報共有し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っている。

課題

早期からの継続した支援を行っているが、就学・進学という節目で、支援者が変わり、保護者やこどもの負担になっている事例があり、切れ目ない支援が行えるような引継ぎを行う必要がある。

②親支援の充実

取組状況

- ・にこにこ・すくすく教室、子育て相談、津山みのり学園と協働して実施。
- ・広報紙等で発達障害に関する相談窓口の周知を実施。
- ・関係機関と密な情報共有を行い、早期からの継続した支援の実施に努めた。
- ・スクールカウンセラーを各校に配置し、特性をもつ児童等への支援について、保護者や教職員に助言等を行っている。
- ・SSW を各校に配置し、家庭への支援について、教育課や保健福祉課と情報共有し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っている。
- ・こどもの成長発達の促進や不適切行動の改善を目的に、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう1市3町と関係機関で構成する津山地域自立支援協議会こども部会でペアレントトレーニング講座を開催している。

課題

引き続き、保護者の思いを把握しながら、早期から継続した支援を行う必要がある。

(3)こどもの貧困対策の推進

取組状況

- ・ヤングケアラーについての啓発を広報紙等に掲載するとともに、相談窓口の周知を実施。

課題

生活保護分野とも連携し、必要なケースに支援が行き届くよう支援を継続する必要がある。

第3章 計画の基本的な考え

1 基本理念

前期計画においては、全てのこども・子育て家庭に良質な育成環境を保障することを目指して、下記のような基本理念が定められ、計画が策定されました。

本計画の上位計画である「第6次久米南町振興計画(令和4年度～令和13年度)」では、本町の目指すこども・子育て分野における(将来像)を、「豊かなこころと健やかなからだを育てるまち」と定めています。

前期計画において掲げられた「基本理念」は、「第6次久米南町振興計画」における将来像等と同じ方向性、同じ趣旨を示していると判断されます。

よって、本計画においても、前期計画の「基本理念」を踏襲することとします。

【基本理念】

こどもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担うこどもたちが、
心身ともに健やかに生まれ育ち、これからも住み続けたいと思える
地域づくりを推進する

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、前期計画より継続し、次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
基本目標2	こどもの安全が確保され、こどもが健やかに育つ教育環境や地域になる
基本目標3	こどもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる
基本目標4	こどもをまもり支援する体制づくり

3 施策の体系

主要施策の体系は次のとおりです。

■施策体系図■

【基本理念】

こどもの幸せの視点に立つて、久米南町の次世代を担うこどもたちが、
心身ともに健やかに生まれ育ち、
これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する

【基本目標】

1 母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える

2 こどもの安全が確保され、こどもが健やかに育つ教育環境や地域になる

3 こどもを安心して生み、子育てと仕事
が両立できる

4 こどもをまもり支援する体制づくり

【主要施策】

① 母子保健の充実と情報発信

② 家庭の子育て力の向上

③ 食育の推進

① 地域で支える子育て支援の推進

② こどもの生きる力の育成

③ 安全・安心な子育て環境の整備

④ きめ細やかな保育の充実

① 出産・子育てがしやすい環境の整備

② 住宅環境の整備

① 児童虐待防止対策の推進

② 発達障害児支援の推進

③ こどもの貧困対策の推進

4 施策の方向

基本目標1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
-------	--

(1)母子保健の充実と情報発信

①正しい知識の普及と情報提供

こどもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識や基本的な生活習慣を身につけるための情報、こどもの発達段階に応じた事故防止対策に関する知識等母子保健知識の普及と情報提供に努めます。

広報紙や健康ごよみだけでなく、健診やすこやか相談等母子保健事業の機会を通じて情報提供を図ります。

アプリの利用登録者数の増加に向け、周知やサービス内容の見直しを行う。また、配信内容は事業案内に加えて、育児に役立つ情報配信を行っていきます。

②健康診査の充実

乳幼児の健康を確保・増進するため、健康診査の充実を図ります。未受診者が「0」になるように、個別通知、保健師や保育園・愛育委員からの声掛けによる受診勧奨、母子手帳アプリによる健診の案内を行っていきます。

健診未受診児については、確実に状況把握が行えるよう家庭訪問や所属園への訪問を実施します。

また、要フォロー児を早期発見・早期支援できるよう、関係機関と密な連携を図り、切れ目のない支援を行っていきます。

県が主催している研修にも積極的に参加します。

③相談体制の充実

安心して出産し子育てに臨めるような妊娠期からの安定した環境づくりのため、妊娠届出時に面接を行い、きめ細やかな保健指導の充実を図ります。子育てに不安がある方や相談相手がいらない方等は家庭訪問を行い、対応します。

また、出産後、早期に新生児・乳児訪問を行い、相談事業や交流会等を通じて、産後うつの予防及び子育て不安の軽減を図ります。

対象者に合わせて産後ケア事業の拡充も検討しながら、引き続き産科医療機関等の関係機関と協働して、早期から継続した支援を行っていきます。

④歯の健康づくり

乳幼児や小学生のう歯の予防を図るために、保育園でフッ素塗布事業を実施しています。健診時以降の就学前まで、フッ素塗布の機会を拡充していきます。さらに、健診時及び保育園歯科教室の幼児に対し、カリオスタット検査(虫歯予測テスト)を実施していきます。

生涯を通じての歯の健康づくりの基礎を作っていくため、幼児健診、保育園歯科教室での歯磨き指導やカリオスタット検査だけでなく、保護者への指導や、学校保健とも連携して就学後の歯磨き習慣の習得にも努めていきます。

また、歯の生え変わるむし歯になりやすい時期である小学校低学年ぐらいまでは仕上げ磨きが必要であることを保護者に知らせ実施してもらうよう周知に努めていきます。

⑤思春期保健対策の充実

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、町、学校、地域が連携して性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及・啓発を図ります。

町では、愛育委員による禁煙の呼びかけや自殺予防の広報、心の相談についての広報を行っており、また、個別支援が必要な児童・生徒には家庭訪問や SSW、スクールカウンセラーの配置等適宜対応を行っていきます。

今後も、思春期保健対策の充実のため、保健所、小学校、中学校、町（教育課・保健福祉課）との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

⑥小児医療

こどもの急病時に適切な対応が可能となるように、こどもの救急医療のかかり方や病気の対応について、ゆずっこクラブを対象に愛育委員会主催の研修会を実施する等、普及啓発を行っていきます。

また、より多くの保護者に聞いてもらえるよう、保育園と連携して開催します。

救急の日や小児救急電話相談 #8000 等については、すこやか交流会や乳幼児健診等で啓発を行っていきます。

こどもにかかる医療費については、町では県の小児医療の対象よりも幅広い年齢を対象として医療費負担の軽減を図っています。

⑦不妊治療・不育治療対策の充実

不妊治療費助成事業は保険適用となったため終了していますが、岡山県不妊専門相談センターの「不妊・不育とこころの相談室」等の周知を行い、対象者の精神的負担の軽減に努めます。

不育治療支援事業は継続して実施しており、適宜、岡山県不妊専門相談センターや保健所との連携を図り、対象者への情報提供に努めます。

現状では事業の利用実績がないため、町ホームページ等で不育治療費助成事業の周知に努めていきます。

(2)家庭の子育て力の向上

①次世代の親の育成

次世代を担うこどもたちに、生命の尊さやこどもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさ、さらに男女が協力して家庭を築くことの大切さについて理解を深めることを目的として、保育園のボランティアでこどもとのふれあい体験を行ったり、中学生を対象に、愛育委員会主催の「親子ふれあい遊び」や「思春期ふれあい事業」を実施します。

小学生のこどもをもつ保護者を対象に、非認知能力を育む子育てのヒントをまとめた情報紙を全家庭に訪問配付を行い、家庭教育支援チーム員や教育委員会だけでなく、保健福祉課（保健師）と教育課で情報共有し、その後の対応につなげたり、必要に応じて専門機関につないだりしていきます。

また、中学校では、保健所が実施している「未来のパパ&ママを育てる出前講座」の活用も進めていきます。

今後も生徒自身が考える機会となるよう、愛育委員とも協働し、事業を実施していく。

②家庭の教育力の向上

昨今、家庭における教育力の低下が指摘され、家庭教育への支援が一層求められています。本町では、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報の提供を行うとともに、母子保健事業において、生活習慣やマナーについて個別・集団での情報提供を行っていきます。

また、ゆずっこクラブの活動を中心に、父親の子育て参加の促進を図るとともに、親同士の交流や仲間づくりを進めます。祖父母世代にも「子育て・孫育て」について情報提供し、保護者の孤立を防いでいきます。

保育園・愛育委員・栄養委員と協働して、園児や保護者を対象に普及啓発を行っていきます。

(3)食育の推進

①「食育」の推進

家庭や地域との関わりから食の楽しさを実感し、栄養バランスに配慮した健全な食生活を実践できるよう、こどものときから発達段階に合わせた食育の推進を行うとともに、久米南町ならではの魅力のある地域の食材を生かした食文化を継承していきます。

乳幼児期には、望ましい食生活の基盤づくりをしていくため、離乳の進め方等について情報提供の機会を作ります。また、食事に関する悩みや不安について相談を受け、支援が必要な家庭に対して訪問をし、食事作りの技術指導や助言を行うことによって、悩みを解決し、負担や不安の軽減を図ります。

学齢期には、朝食を食べることやバランスよく食事を食べること等の大切さについて情報提供の機会を作ります。また、小学校では総合的な学習の時間等で地域の特産物等について体験的に学ぶ機会を作り、中学校では生徒自身が課題を設定しグループで主体的に解決していく学習活動を継続します。

町、保育園、学校、さらには地域とも連携して、家庭における食育の推進の充実を促進、支援します。

(1)地域全体で支える子育て支援の推進**①子育て支援ネットワークの充実**

町では、愛育委員会、栄養改善協議会、民生児童委員協議会、自治会連合会、婦人協議会、ゆずっこクラブ、人権擁護委員協議会等の子育てに関する地域組織が連携し、子育て支援体制を推進します。

「子育て支援ネットワーク協議会」では、子育て支援・見守りのために会議や研修会を開催します。また、「声かけて、みんなで育てよう子ども達」をスローガンに地域での声かけ、見守りの取組の充実を図ります。

子育ての問題に地域全体で取り組むため、老人クラブ連合会、体育協会、スポーツ推進委員会との連携を強化します。また、子育て支援分野のみならず、虐待予防、教育分野との連携も強化していきます。

②ゆずっこクラブの活動の充実

ゆずっこクラブでは、子育て中の親と子を対象に情報交換や交流ができる場として、子育てサロンや季節行事(おでかけ会、クリスマス会)等を開催しています。また愛育委員や栄養委員との合同活動を行うことで、世代を超えた交流に努めます。

今後も、地域の中で人とのつながりを大切に、みんなで子育てに取り組めるよう活動内容を検討します。

(2)こどもの生きる力の育成**①地域・世代間交流の促進**

少子化の影響等により、地域におけるこども同士の交流が減少するとともに、他人とのコミュニケーションを図る能力が十分には培われていない状況が見られます。

こうした中、こどもたちが、地域や社会との関わりを通じて多様な体験を行うことにより、豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高めるとともに、生きる力を養うため、町では、保育園での三世代ふれあい交流事業や愛育委員・栄養委員・ゆずっこクラブで世代を超えた交流事業に取り組んでいます。

また地域では、季節の行事に合わせて三世代交流が行われています。地域の人口が減少する中、企画、実施する人のマンパワーも今後減り続けることが予想される。持続可能な事業とするため、今後も検討を続けます。

②豊かな心を育む教育の推進

次代を担う感性豊かな社会人になるため、こどもたちが本とふれあう機会づくりを推進します。

乳児健診及び1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診、対象児へのブックスタートの実施、すこやか交流会で愛育委員による読み聞かせを行い、保護者へ読み聞かせによる豊かな心を育む教育の必要性を伝えていきます。

保育園では毎月絵本の配布を行い、家庭での読み聞かせを推奨しています。小学校でもボランティアによる本の読み聞かせが定期的に行われています。図書館での読み聞かせ会も定期的に実施していきます。

小学校では地域のボランティアによる本の読み聞かせを実施。また、町の図書館から週1日各校へ司書を派遣し、こどもたちの興味・関心や学習内容に合った選書を行います。

近年、こどもたちがメディアにふれる時間が増えていることが課題となっています。このため、「メディアコントロール週間」の取組を保育園及び小・中学校で実施します。

今後は、保育園・学校・図書館との連携を図りながら本に触れ合う機会を維持し、メディアとの上手な付き合い方についても普及啓発します。

(3)安全・安心な子育て環境の整備

①安全な遊び場の整備

こどもの安全な遊び場の確保を図るために、本町では弓削・誕生寺・神目の広場について、専門業者の遊具点検のほか、ゆずっこクラブや各地区の児童クラブが奉仕作業や安全点検を適宜行っています。遊具等の危険箇所を発見した際には、保健福祉課に報告があり、町が対応しています。

道の駅にくめなん屋外イベント広場に設置した遊具については、設置業者または専門業者による点検を行います。

今後もゆずっこクラブや専門業者と連携し、安全点検を継続実施して、安全な遊び場の確保に努めます。

②安全な生活環境の整備

こどもを交通事故や犯罪等の被害から守り安全を確保するために、本町では、ボランティアによる「地域住民の見守り隊」が弓削、神目、誕生寺の各小学校区にて登下校時に安全確保と被害の未然防止を図る活動を行っていますが、その活動を継続していきます。また、誕生寺については老人クラブによる軽トラパトロール隊も見守り活動をしています。

家庭の事故防止の啓発のため、各健診にて事故の有無や対策についてのアンケートを実施し、個別指導を行うとともに、すこやか交流会等母子保健事業の機会に事故防止についての呼びかけを実施します。

交通安全教室の開催や小学校にて、生活・総合的な学習の時間を使って、地域の安全について知る機会や、地域の安全を守る立場の方々の思いや願い等を聞く機会を通して、安全のために自分ができることについて考える学習活動を継続していきます。

今後とも安全な生活環境を確保していくため、家庭での注意喚起や地域の見守り活動を強化し、事故防止について継続して啓発していきます。

③子育て生活支援の推進

子育て生活支援として、出生児の世帯の父または母に補助金を交付する「すこやかエンゼル祝金」事業の実施を継続します。

(4)きめ細やかな保育の充実

①保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、本町では、保護者の病気や就労等による緊急、一時的な保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消のため、保育園で一時的に1歳～就学前までのこどもを預かります。

今後はサービスの充実を図るため、受入れ体制の整備に努めます。

②学童保育の充実

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、小学生を対象として、放課後におけるこどもの安全・安心な居場所づくりとして学童保育の充実を図ります。

各小学校で学童保育を実施します。小学校区ごとに運営委員会を設置、放課後児童支援員2名体制で余裕教室やふれあい園舎で勉強や遊び等を実施します。

また、長期休業期間と土曜日には「エンゼルスクール」を実施します。

今後は、小学校の統合を機に、実施場所等の検討も行っていきます。

③発達障害児支援の充実

保育園、保育士のこどもの発達特性の理解や対応力向上のため、津山みのり学園心理士と協働して、保育園巡回相談を実施し、効果的な事業実施に向けて、関係機関で定期的に連絡会を開催します。

また、教育課・SSWと月1回程度、連絡会で発達障害児(疑いも含む)や不登校・保健室登校児等についての情報共有を行い、必要時面談やケース会議への参加等、行っていきます。

今後も関係機関と協働し、こどもの発達及び発達障害に対する知識の普及に努めます。また、地域全体でこどもたちへの対応力を向上していけるよう研修会の開催を検討します。

基本目標3	こどもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる
--------------	--------------------------------

(1)出産・子育てがしやすい環境の整備

①出産・子育てがしやすい環境の整備

子育てと仕事が両立できる環境を整備するために、男女共同参画意識に基づく男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対してワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくりの啓発・情報提供等、事業所への取組を検討し実施していきます。また産前産後休業制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。

(2)住宅環境の整備

① 子育て家庭に配慮した住宅の確保

町では、子育て家庭に配慮した住宅の確保を推進するため、分譲宅地の整備や居住支援を行っています。

【分譲宅地】

神目地区で分譲宅地の募集を行っています。

【分譲宅地購入助成金】

町が所有、取得または造成して分譲する宅地への定住を促進するため、助成金として 50 万円を交付しています。さらに、子育て世代や若者世代には助成金を加算して交付します。

【早期定住促進助成金】

町より分譲宅地の引渡しを受けた後、3年以内に自ら居住する住宅を建設した方に、分譲価格に応じて助成金を交付します。さらに、入居時において義務教育終了前のこどもがいる子育て世代には、助成金を加算して交付します。

【若者住宅補助金】

若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築または改修する方に対し、これに要する費用の一部を補助します(新築:20 万円、改修:上限 10 万円)。

【若者定住促進住宅】

若者の定住を促進し、豊かで明るく活力に満ちた地域社会の創造を図るとともに、町内における多様な住宅需要に対応するため、住居に困っている子育て世代や若者世代向けの住宅を設置しています。

弓削地区、神目地区で建設された民間活力賃貸住宅促進事業を一例として、民間活力の導入を図り、民官協働による定住環境の整備を進めていく必要があります。

【民間賃貸住宅家賃助成】

本町の人口減少を防止し、豊かで明るく活力に満ちた地域社会の創造を図ることを目的に、町内の民間賃貸住宅に居住する子育て世代、若者世代に対し、月額 15,000 円(60 か月)を上限に家賃の一部を助成します。

(1)児童虐待防止対策の推進

①児童虐待防止体制の充実

こどもの生命・身体・自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組が必要です。

虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を年1回は開催し、地域ぐるみで虐待防止の体制を構築します。

研修会も年に1回は実施し、子育て支援関係者のみならず家庭教育の関係者も参加し、ともに学ぶ機会をつくります。

子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)機能を併せもつこども家庭センターの設置について検討します。

SSWを各校に設置し、家庭への支援について、教育課や保健福祉課と情報共有し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っていきます。

(2)発達障害児支援の推進

①障害児支援施策の充実

発達が気になる子やその保護者を対象に、にこにこ・すくすく教室、子育て相談を実施し、保護者の思いを受け止めながら望ましい特性理解と対応を促します。また、対象者一人ひとりに合わせて、保健所が実施する「こどもの心とからだの総合相談」、医療機関、療育機関等の情報提供を行います。

各学校にスクールカウンセラーやSSWを配置し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っていきます。

早期から継続した支援を行います。また、就学、進学という節目を迎えた対象者が切れ目なく支援を受けられるよう関係機関で密な連携を行います。

②親支援の充実

発達の気になる子とその保護者を対象ににこにこ・すくすく教室、子育て相談を実施します。

こどもの発達に不安を抱える保護者に適切な支援がつけられるよう、発達障害に関する相談窓口の周知に努めるとともに、引き続きペアレントトレーニング講座の開催に努めます。

各学校にスクールカウンセラーやSSWを配置し、児童生徒、家庭、教職員等への助言等を行っていきます。

引き続き保護者の思いを把握しながら、早期に適切な支援につなげることができるよう関係機関と協働します。

(3)こどもの貧困対策の推進

こどもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会の均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことが求められています。

本町においても、生活保護分野や教育分野とも連携し、必要なケースに支援が行き届くよう取り組んでいきます。

ヤングケアラーについての啓発を広報紙等に掲載するとともに、相談窓口の周知を行っていきます。

第4章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期事業計画と同様、久米南町全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校及び就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分や年齢区分ごとに量の見込みと確保の内容を設定します。

また、子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を確保し、その円滑な運用を推進します。

認定区分	対象となるこども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前のこども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前のこども	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とするこども	保育園 認定こども園 特定地域型保育

①1号認定(教育標準時間認定)

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
特定教育・保育施設※1	5	5	5	5	5
特定地域型保育※2	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

町内に幼稚園が無いいため、他の市町村と連携しながら確保に努める。

②2号認定(保育認定)

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	58	65	60	63	56
②供給量(確保の方策)	58	65	60	63	56
特定教育・保育施設※ ¹	58	65	60	63	56
特定地域型保育※ ²	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

公立保育園3か所の提供体制を整えている。今後も事業継続のために保育士の確保にも努める。

③3号認定(保育認定)

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	40	34	34	34	33
0歳	4	4	3	3	3
1歳	12	13	12	12	12
2歳	24	17	19	19	18
②供給量(確保の方策)	40	33	35	34	33
特定教育・保育施設※ ¹	40	34	34	34	33
特定地域型保育※ ²	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

※1 幼稚園、保育園、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

確保方策

公立保育園3か所の提供体制を整えている。今後も事業継続のために保育士の確保にも努める。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の 19 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等、柔軟な対応を図ります。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭妊婦等包括相談支援事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑮乳児等通園支援事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑯産後ケア事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業) | ⑰子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑧一時預かり事業 | ⑱児童育成支援拠点事業 |
| ⑨延長保育事業 | ⑲親子関係形成支援事業 |
| ⑩病児保育事業 | |

(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

単位

実施か所数／年

供給体制 母子保健型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

今後、こども家庭センターを設置し、広報等による啓発活動を通して、妊娠期から子育て期の家庭に対して、地域の関係機関と連携を図りながら必要な支援が十分提供されるよう、切れ目のない支援を行う。

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	500	500	500	500	500
②供給量(確保の方策)	500	500	500	500	500
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域の子育てサークル「ゆずっこクラブ」があり、今後も量の確保に努めながら現状の体制を維持します。

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象

妊婦

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	20	18	18	18	17
②供給量(確保の方策)	20	18	18	18	17
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

母子健康手帳交付時に合わせて妊産婦健康診査の案内を行い、医療機関にて妊婦検診14回分を無料で受けることができる無料券を交付しており、今後もこの体制を維持していく。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	20	20	18	18	18
②供給量(確保の方策)	20	20	18	18	18
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

保健師等により、生後4か月までの乳児のいる原則全ての家庭を訪問。様々な悩みを聞き、情報提供や助言を行っており、今後もこの体制を維持し、各家庭の状況に応じた指導・支援を行う。

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

1歳～6歳(就学前)

単位

人(支援対象人数)

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4	4	4	4	4
②供給量(確保の方策)	4	4	4	4	4
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

今後、こども家庭センターを設置し、乳児全戸訪問事業で把握した療育上の支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭を早期に把握・対応し、適切な支援やサービスを行っていく。

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	7	7	7	7	7
②供給量(確保の方策)	7	7	7	7	7
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在は津山市内の児童養護施設1か所への委託により事業を実施しており、今後も現状の体制を維持するとともに、ホームページ等で事業内容の周知を図りながら、児童の養育が困難になった保護者の支援に努める。

⑦ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

津山圏域定住自立圏との連携事業により実施しており、今後も現状の体制を維持するとともに、提供会員の増員及び援助活動の充実のための周知にも取り組んでいく。

⑧-1一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)1号認定

事業概要

保育認定を受けないこどもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

⑧-2一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)2号認定で幼稚園希望

事業概要

共働き世帯で幼稚園を利用しているこどもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

⑧-3一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

事業概要

保育認定を受けないこどもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在は神目保育園のみで実施しているが、今後の利用状況を見ながら体制の維持または見直しを行っていく。

⑨延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	136	136	132	135	125
②供給量(確保の方策)	136	136	132	135	125
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在は町内全ての保育園で実施している。女性の就業率も高まっており、現在の利用率も高いことから、今後も引き続きニーズが高いと考えられます。引き続き事業を継続していく。

⑩病児保育事業

事業概要

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	108	109	104	102	104
②供給量(確保の方策)	108	109	104	102	104
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在は、津山圏域定住自立圏との連携事業により実施しており、今後も現状の体制を維持するとともに、ホームページ等で事業内容の周知を図る。

⑪放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82	83	78	76	83
低学年(1～3年生)	67	68	64	62	68
1年生	18	19	17	17	19
2年生	22	22	21	20	22
3年生	27	27	26	25	27
高学年(4～6年生)	15	15	14	14	15
4年生	12	12	11	11	12
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	82	83	78	76	83
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在は各小学校区で実施している。今後も施設の整備と指導員の確保に努めていく。また、小学校の統合が計画されているため、今後の体制についても検討していく。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいく。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいく。

⑭妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	60	54	54	54	51
②供給量(確保の方策)	60	54	54	54	51
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

現在、妊娠届出時の面談、妊娠8か月アンケート調査、希望者面談を実施している。妊娠期早期から支援を行える体制を整備しているので、今後も現体制を維持していく。

⑮乳児等通園支援事業※本町では令和8年度より事業開始

事業概要

満3歳未満の小学校就学前のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者が利用対象。月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。この事業は、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	—	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	—	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

令和8年度からの実施に向けた体制整備を行っていく。

⑩産後ケア事業

事業概要

産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日／年

需要量の見込みと供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4	4	3	3	3
②供給量(確保の方策)	4	4	3	3	3
②－①＝	0	0	0	0	0

確保方策

引き続き、産科医療機関等の関係機関と連携しながら、早期からの継続した支援の実施や周知を行っていく。

⑪子育て世帯訪問支援事業

事業概要

子育て世帯訪問支援事業とは、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的とする。

今後の方針

本町では実施の予定はないが、必要に応じて検討していく。

⑫児童育成支援拠点事業

事業概要

児童育成支援拠点事業は、養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関との連絡調整を行う。

今後の方針

本町では実施の予定はないが、必要に応じて検討していく。

⑱親子関係形成支援事業

事業概要

親子関係形成支援事業は、児童と保護者に対して、適切な関係性の構築を目指すための支援。講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達に応じた情報提供や相談、助言を行い、同じ悩みを抱える保護者同士が情報交換できる場を提供する。

今後の方針

本町では実施の予定はない。努力義務のため、情勢を鑑みて今後検討する。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

こども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっているため、庁内横断的な取組の強化を図ります。また、総合的かつ効果的な子育て支援を行うため、自治会連合会、民生・児童委員協議会、主任児童委員、愛育委員会、栄養改善協議会、ゆずっこクラブ、婦人協議会、人権擁護委員をはじめ、保育園、小・中学校等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民さらには、近隣市町村、県と連携を図りつつ、地域ぐるみで子育て支援及び次世代育成に係る総合的かつ効果的な取組を行います。

2 計画の点検・体制

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会で協議しながら、事業の見直し、改善を図ります。

また、施策の実施に当たっては、柔軟な取組が不可欠であることから、必要に応じて改善を図るため、各年度に施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

資料

1 久米南町母子保健計画・健やか親子 21 の指標と目標量

評価区分	◎	○	△	×	—
	目標達成	目標値未達成だが50～90%改善	目標値未達成だが1～49%改善	横ばいまたは悪化	判定不能(目標値不明・なし)
項目数	35	2	5	31	14

【単位／％】

子育て支援の目標		2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
虐待をしているのではと思う親の割合	乳幼児	5.7	減少	6.7	×	減少
	学童	9.5	減少	12.8	×	減少
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	乳幼児	87.5	85.0	63.8	×	90.0
	学童	72.6	80.0	82.2	◎	85.0
子育てに自信が持てないことがある親の割合	乳幼児	29.5	減少	33.3	×	減少
	学童	33.7	減少	27.7	◎	減少
子育てに不安や負担を感じる親の割合	乳幼児	48.9	減少	57.8	×	減少
	学童	57.9	減少	55.3	◎	減少
育児の相談ができる人がいる親の割合	乳幼児	94.3	増加	95.6	◎	増加
	学童	89.5	増加	85.1	×	増加
子育てについて家族で話し合う機会がある割合	乳幼児	90.9	増加	93.3	◎	増加
	学童	77.9	増加	80.9	◎	増加
気分転換をするのに家族の理解が得られている親の割合	乳幼児	73.9	増加	75.6	◎	増加
	学童	64.2	増加	61.7	×	増加

〈切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策〉

【単位／％】

子育て支援の目標			2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
				目標値	現状値		
妊産婦死亡率			0.0	0.0	0.0	◎	0.0
全出生数中の低出生体重児の割合(年次)			7.7	減少	5.6	◎	減少
虫歯のない3歳時の割合			88.9	90.0	100.0	◎	維持
妊娠中の妊婦の喫煙率			3.4	0.0	4.4	×	0.0
育児期間中の両親の喫煙率	母親		2.2	7.0	6.7	×	5.0
	父親		36.4	30.0	37.8	×	18.5
妊娠中の飲酒率			2.2	0.0	6.7	×	0.0
乳幼児健診診査の受診率(未受診率)	乳児		90.0 (10.0)	90.0	82.5 (17.5)	×	95.0
	1歳6ヶ月児		94.1 (5.9)	90.0	95.2 (4.8)	◎	95.0
	2歳6ヶ月児		95.8 (4.2)	93.0	89.5 (10.5)	×	95.0
	3歳6ヶ月児		85.7 (14.3)	95.0	92.0 (8.0)	○	97.0
こどものかかりつけ医を持つ親の割合	医師	乳幼児	90.9	96.0	80.0	×	98.0
		学童	84.2	92.0	83.0	×	95.0
	歯科 医師	乳幼児	54.5	増加	37.8	×	増加
		学童	89.5	増加	85.1	×	増加
仕上げ磨きをする親の割合(毎日)	1歳6ヶ月		93.8	98.0	95.0	△	100.0
	2歳6ヶ月		95.7	98.0	73.4	×	100.0
	3歳6ヶ月		94.4	83.0	87.0	◎	90.0

周産期死亡率	出産	0.0	維持	0.0	◎	維持
	出生	0.0	維持	0.0	◎	維持
新生児死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持
乳児(1歳未満)死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持
幼児(1～4歳)死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持
乳児の SIDS※ ¹ 死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持
正期産児に占める低出生体重児の割合(年次)		7.7	—	0.0	◎	—
妊娠 11 週以下の妊娠の届出率(年次)		96.2	—	100.0	◎	—
出産後1ヶ月時の母乳育児の割合		59.1	—	40.0	—	—
出産後1ヶ月で EPDS※ ² 9点以上の褥婦の割合(年次)		3.7	—	0.0	—	—
1歳までに BCG 接種を終了している者の割合(年次)		100.0	増加	78.5	×	増加
1歳6ヶ月までに四種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合	混合	100.0	増加	100.0	◎	維持
	MR※ ³	87.5	増加	100.0	◎	維持

※1 SICS:健康に見えた乳幼児が、予期せずに睡眠中に突然死亡する原因不明の病態のこと

※2 EPDS:産後うつへのリスクを評価するための質問票のこと

※3 MR:麻疹(はしか)と風疹の予防接種を1つのワクチンで行うもののこと

〈学童期・思春期から成人期に向けた保健対策〉

【単位/％】

子育て支援の目標			2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
				目標値	現状値		
十代の自殺死亡率			0.0	維持	0.0	◎	維持
十代の人工妊娠中絶率			1.5	維持	0.0	◎	維持
生徒における痩身傾向児の割合	中学生		5.3	減少	0.0	◎	維持
	高校生		7.5	減少	3.5	◎	減少
生徒における肥満傾向児の割合	中学生		8.5	減少	3.5	◎	減少
	高校生		3.2	減少	0.0	◎	維持
歯肉に炎症のある十代の割合			7.8	減少	4.4	◎	減少
十代の喫煙(経験)率	中学生		5.7	0.0	3.6	△	0.0
	高校生		3.7	0.0	0.0	◎	0.0
十代の飲酒(経験)率	中学生		9.4	0.0	10.7	×	0.0
	高校生		13.1	0.0	2.7	○	0.0
朝食を欠食することの割合	学童		7.1	減少	8.5	×	減少
	中学生		18.0	減少	28.6	×	減少
	高校生		22.5	減少	24.3	×	減少
家族等の誰かと食事をすることの割合	学童	朝	89.3	増加	91.5	△	増加
		夕	100.0	維持	100.0	◎	維持
	中学生	朝	76.4	増加	71.4	×	増加
		夕	96.2	増加	96.4	△	増加

〈こどもの健やかな成長を見守り、育む地域づくり〉

【単位／％】

子育て支援の目標		2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
この地域で子育てしたいと思う親の割合		80.1	90.0	83.0	△	95.0
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合		95.4	93.0	91.9	×	95.0
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親		42.2	65.0	42.2	×	70.0
マタニティマークを知っている町民の割合		89.8	50.0	—	—	55.0
積極的に育児をしている父親の割合		40.2	50.0	53.3	◎	55.0
希望するこども数、個人の希望するこども数と出生こども数		—	—	—	—	—
平均理想こども数	乳幼児	2.6 人	—	2.6 人	—	—
	学童	2.6 人	—	3.1 人	—	—
平均出生こども数	乳幼児	2.1 人	—	2.3 人	—	—
	学童	2.4 人	—	2.8 人	—	—
個人の希望するこども数と出生こども数の差	乳幼児	0.5 人	—	0.3 人	—	—
	学童	0.2 人	—	0.3 人	—	—
不慮の事故による死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持
父親の育児休暇取得割合		1.6	—	8.9	—	—

〈育てにくさを感じる親に寄り添う支援〉

【単位／％】

子育て支援の目標		2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある	乳幼児	87.5	85.0	82.2	×	90.0
	学童	72.6	80.0	63.8	×	85.0
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合		80.3	90.0	47.4	×	95.0
発達障害を知っている町民の割合		86.3	80.0	—	—	90.0
就学前の障害児に対する通所支援の利用者数(実／延・年次)		9／59	—	8／56	—	—

〈妊娠期からの児童虐待防止対策〉

【単位／％】

子育て支援の目標		2019 年度 ベースライン	2023 年度 中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
児童虐待による死亡数		0人	維持	0人	◎	維持
こどもを虐待していると思われる親の割合	乳幼児	5.7	減少	6.7	×	減少
	学童	9.5	減少	12.8	×	減少
乳幼児揺さぶれ症候群(SBS)を知っている親の割合		97.7	95.0	100.0	◎	100.0
町における児童虐待相談件数		26 件	—	23 件	—	—

岡山県久米南町

第3期 久米南町
久米南町子育てプラン
子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
健やか親子 21

発行日：令和7年3月発行：久米南町

編集：久米南町保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502番地1

TEL 086-728-4411 FAX 086-728-4414

[ホームページ]<https://www.town.kumenan.lg.jp/>